

行政常任委員会

令和 6 年 1 2 月 1 3 日（金）

午 前 9 時 5 9 分 開 会

○仲委員長 おはようございます。昨日に引き続きまして行政常任委員会を開催いたします。

本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員でございます。

本日は教育委員会から審議を行います。具体に入る前に、市長から、ちょっと挨拶があります。

○加藤市長 今日、報告をしていただきます体育文化会館と中央公民館、この耐震並びに長寿命化について、そのことにつきまして報告させていただきますけれども、今回のこの事業の趣旨とその概要につきまして、私のほうから説明させていただきますたいと思っております。

皆さんが御承知のとおり、この両施設ともに、市民の皆様が安全かつ安心していきいきと学び活動し続けられるようなこの快適なスポーツ環境、そして、多様な生涯学習の機会、これを提供するものでございます。もうその主な内容、そのポイントは、現状の体育館の外観は、今、デザインを行っていただきました、この日本芸術院会員で法政大学工学部名誉教授であられました建築家として著名な大江宏先生のデザインをそのまま継承したいと思います。2つ目に、体育文化会館、これを二層構造にしたいと思っております。現在、中央公民館にあります図書館機能、これを体育館の1階に移転、増床しまして、2階に体育館を設置すると、こういう構造を考えております。

図書館につきましては、いつもこの市民の皆様から御要望が非常に多いと、それを反映した形で現在の面積よりも広さ3.6倍、そして、蔵書につきましても三重県の市の14市の中で一番少ないということで、もう2.5倍としまして、コンセプトとしましては尾鷲市のリビングルーム、こういうリビングルームというコンセプトにしまして、全世代を対象に居心地のいい滞在型図書館、これを目指してまいります。

体育館の面積は、従前と同じ面積といたします。

そして、中央公民館2階のその図書館が体育館に移転、造成をした際に、その跡をどうするかという話なんですけれども、これを2階全体を子供向けの施設といた

します。特に、子育て世代のお母様方からの強い御要望も反映しまして「こどものリビングルーム」、同じようなこれをコンセプトとしまして、天候に左右されず、そして、夏は涼しく冬は暖かい、これを子供の居場所、親子の居場所、そして、子育てボランティアの活動場所として、面積は約300平米ぐらい、考えております。どれぐらいの広さかといいますと、御存じのとおり3階の講堂がございますけれども、講堂よりも若干広めに取りまして、それを展開していきたいと、こういう形の中で進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○仲委員長 ありがとうございます。

本日は、生涯学習課より、体育文化会館及び中央公民館の耐震、長寿命化工事の設計につきまして報告事項がございますが、プロポーザル設計者の東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV代表の東原克行氏とプロジェクトマネジャーの田中隆吉氏に同席をいただいております。

東原代表様と田中隆吉様、一言、御挨拶をお願いします。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） じゃ、まず、私のほうから、ちょっと東原さんについて、ちょっと先に説明させていただきます。

○仲委員長 どうぞ、話していいです。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） 今回のプロジェクトは、実は、東原さんと金箱さん、それと、スターパイロッツの方に私のほうからお願いしまして、特に東原さんは、前から国の建築設計事務所で副所長をやられていまして、福岡市の美術館とか宮城県立美術館、東京都の美術館の耐震改修、そして、西洋美術館の耐震改修等、たくさんの公共建築をやられてきた方なので、ぜひ今回、尾鷲のこのチームに入っていただきたいというふうなことで私からお願いをしました。

東原さん、ちょっと一言、挨拶をお願いします。

○仲委員長 東原克行さん、よろしく、はい、どうぞ。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（東原氏） 今、田中さんから紹介していただきました代表の東原と申します。

ちょっと、これから座って……。

○仲委員長 はい、どうぞ。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（東原氏） 田中さ

んから今回の計画のことについて、夏ぐらいにお話を承りました。

尾鷲市は、古い体育文化会館をもう５７年前に竣工して、ずっと長い間使われてきましたけれども、老朽化が激しく、しかも、耐震性能のチェックをしましたところ、やはりいろいろ補強しなければいけない等々の理由で、今現在は閉鎖されています。

それで、田中さんからは、田中さんは尾鷲出身のこともあって非常に郷土愛が強く、何とかこの大江宏さんの設計である文化体育館を改修工事を行って耐震性能を上げて、安全に、かつ、約１，０００平米の図書館機能もその中に組み入れて、生きた文化施設として、先ほど、市長さんがおっしゃられましたように、尾鷲市のリビングルームとしての機能を、ここで５７年ぶりに新しいやはり機能を持ち込んで、安全かつ市民の憩いの場、スポーツの場をつくりたいという話を聞きましたので、ぜひそれに力を貸していただきたいというお話がありました。

それで、計画案はプロポーザルという公募型の提案で選ばれるということになりましたので、私自身も一番重要な構造の補強、耐震補強等々のことが大きな柱になりましたので、私が以前、ずっと付き合っていました金箱さんという、東京工大の教授をしていて、一時は構造学会の会長もしていた非常にデザインと構造を両方とも理解できる非常に稀有な担当者にもお願いしまして最強の布陣を敷いて、何とかこの尾鷲の、今、閉鎖されている体育文化会館を市民のためになるような見違えるような体育文化会館にしたいなという気持ちが非常に強く湧き上がってきました。

それで、今の体育文化会館は５７年前に竣工しているんですが、１９６７年竣工してまして、そのときの尾鷲市の人口が３万３，０００人だったんですね。今現在は、２０２４年、１万５，０００人弱と……。

（「弱、いや、プラス」と呼ぶ者あり）

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロット特定ＪＶ（東原氏）　　プラスか……。１万五千数百人の人口に約半分以上、竣工当時から尾鷲市の人口は減っております。それで、今の体育文化会館を解体して、新しく図書館と体育館機能を持たせる建物を仮に造るとしますと、まず、財政的なものを支える人口が、もう半減をしている。しかも、壊すだけで、もう２億、３億という膨大な費用がかかります。やはりそういうことを考えますと、今ある体育館を、構造上、それから、建築機能上、市民の憩いの場となるような改修をやるのがベストな回答ではないかと私も同感して、このプロジェクトの共同企業体の代表になるに至ったわけであります。

あと、大江宏さん、先ほど、原設計者の大江宏先生の話をも市長さんから少しお

話がありましたけれども、丹下健三さんとは同期なんですね。東大の建築の同期の人で、モダニズムと日本建築を融合するのではなくて、混在併存というか、それぞれの特色を生かしつつ一つの建物に取り込むというような作風で知られた建築家です。経歴では、近くでは伊勢神宮の宝物館といいますか建物の神楽殿というのがあるんですが、それを設計されておりますし、国立能楽堂、それから、香川県文化会館、乃木神社會館、それから、法政大学のキャンパス全体の建物等々を……。それから、もう今ではお亡くなりになりましたけれども、そういう非常に貴重な建物を残されておりますので、ぜひ尾鷲市のこの文化体育館にも、末永く今後残っていくような、やはり仕事をしたいと思っております。

以上、簡単ですが、御挨拶に代えさせていただきます。

○仲委員長 どうもありがとうございました。本日は、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいま御紹介いただいたプロポーザル設計者の方々が来ていただいておりますので、教育委員会の審議につきましては、まず、生涯学習課の報告事項から始めたいと思いますので、よろしいですか、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 それでは、生涯学習課参事。

○森下生涯学習課参事 今回、説明させていただきます今後の整備概要につきましては、今回、設計業者が来ていただいているということで、設計業者のほうから、資料と、あと、パネルもお持ちしていますので、それに基づきまして、設計業者のほうから説明のほうをさせていただきます。

○仲委員長 田中隆吉さん、よろしくお願いします。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロット特定JV（田中氏） 今回のプロジェクトマネジメントを担当しております田中です。

まず、これ、外観のパスです。

それで、屋根の色は、当初、こういう赤い色を塗られていましたので、当初のそのデザインに戻して、この今、屋根の上にガラスの屋根があります。これは、アリーナの中に自然光を入れたいという思いがありまして、今の体育館は非常に暗いということもありまして、こういう自然光を入れるトップライトを設けております。

外装につきましては、今、打ち放しも天井の軒天も非常に汚れていますので、それは外観を改修していきたいと。基本的には、デザインは、大江先生のこのデザインを踏襲していきたいという思いで、ほかのところのデザインは、一切いじってお

りません。

ただ、後で説明しますが、南側と北側のちょうど外側の一番、そのパラペットになるところの梁は、少し付加します。それが耐震改修。南側のバルコニーのところも少し付加して、耐震を0.6以上の耐震性能を持たすようなことを考えております。

じゃ、次。

このパースは、図書館、今回、約1,000平米の図書館を設けます。今、そこに見えていますのが、白い、今、鉄骨の梁があります。梁下で3,100。それで、今、この真ん中に、そのヒノキの、これ、私、ヒノキの森と言っているんですけど、そこにはヒノキで作りましたこのオブジェ、天井に尾鷲ヒノキのこういうものを設けて、そこでその下にカウンターと、少し、800下がったところに広場がありまして、そこにもヒノキで作られた本棚等がありまして、全てここをヒノキで作ってヒノキの森を作ろうと、そこでみんなが読書をし、集い、語ることができる空間にしております。

体育館等は、鉄骨造、スパンでいいますと8メートルの7.5というスパンをかけまして、上のアリーナで運動をしますと、その振動とか音が下の図書館に触らないように、コンクリートでいいますと、コンクリートの厚さを200ミリにします。その上に防振の床を貼りまして、アリーナはアリーナの活動ができる、下は1階では、その図書の機能が満足されるようなスラブを設けて構成しております。

天井につきましては、全部、これ、鉄骨造で、そのまま表しにしております。これですと、非常に音に対して反射がありますので、床については、全部、タイルカーペットを敷きたいということです。

蔵書数は、今回、一番奥の壁の、このパースで行きますと、それが約3メートルの書架です。その次が1,800。ちょうど子どもスペースのところは1,200というヒエラルキーを持たせまして、この約1,000平米の図書館が一望できるような設計にしております。

続きまして、これは、ちょうど南側の図書館と併設したヒノキテラスです。ここでは、ちょうど4月には、これ、桜が咲きまして、桜を眺めながらこのヒノキテラスで読書もできますし、みんなが集まって語らいもできるという。図書館とちょうど南側のところに、これ、図書館から外に出て読書もすることができるというようなテラスを思っております。

これは、新しいアリーナのパースです。

今、エキスパンドメタルというスチールの天井で覆われていますけど、その落下、3.11のときにたくさんの建物の天井が落下したことがありますして建築基準法が改正になりまして、こういう高天井の天井については改修しなければいけない。特に、今回、これ、スチールの天井材が使われていますので、これも全部撤去しまして、中の鉄骨を、今、表しにしております。そこに新たにLEDの、今、これ、照明器具がついておりますけど、それで明るくしようと。

さらに、先ほども説明しましたガラスのトップライトが自然光を中に導いております。ただ、まぶしさとかそういうことも考えて、まぶしいときにはブラインドで光だけを入れて、直射日光を入れないような構造にしております。

天井につきましては、今回、屋根のふき替えをするか塗装で行けるのかというのと、まだ調査はしておりませんが、なるべくならふき替える方向で。その下に断熱材を、今、断熱材が入っておりませんので、全て断熱材を入れまして、今、ちょうどグレーに見えている天井が、その断熱材に塗装、もしくは何かの吸音的な塗装を意識して、音とかそういうものに対して対処しようというふうに考えております。

天井は、この梁下で一番高いところで8.5メートル、一番向こうの梁のところで7メートル弱ということで、体育館7メートル以上ということで、その機能は満足しております。ですから、これ、天井を取りますと、実際の天井、かなり上のほうにありますので、今よりも、すごく高く感じると思います。

以上、今回の計画について説明させていただきました。

中央公民館につきましては、まだパース等は描いておりませんが、図書館の跡、約300平米のところ、先ほど、市長様から説明がありましたけど、そこを「こどものリビングルーム」ということで、雨天でもここで、特に尾鷲は雨が多いですから、ここで子供たちの居場所にしようということを計画しております。これについては、市の方と、これから遊具とかそういうものを打合せして、同じようにパースを作製していきたいというふうに考えております。

じゃ、1階から、ちょっと詳しく説明させていただきます。

1階の玄関ホールを入りますと、左側にカフェがあります。ここでコーヒーとか軽食を出せるようなカフェを考えています。右側にラウンジがありまして、その奥にアリーナの受付のスポーツ振興課があります。

それで、ちょうど正面のところにシースルーエレベーター、これはアリーナのほうに、避難所になったときに車椅子の方とかが乗れるような小さなガラス張りのエレベーターを設けております。

中のその図書館に入りますと、先ほどのパースと同じように一望できまして、右に受付があります。受付のちょうどバックには事務所と休憩室と作業室があります。一部、それと並びに、郷土資料ルームを設けております。そこのちょうど真ん中、先ほどのヒノキの森のところにスロープで約880センチ下がったところに大きなその広場がありまして、その周りにはヒノキの書棚をずっと持ってこれます。それで、同じレベルのところには、ずっとぐるっとカウンターを設けまして、そこで一人で読書も、全体を見渡しながらか読書することができます。

それで、ちょうどエレベーターのすぐ下に個人のブース、これ、それと、ちょうど1,800の書架が並んでいるところに個人ブースと書いてありますけど、これ、ぜひ市長様の御希望で、学生の方がここで静かに勉強できるスペースを設けてほしいということで、全部で18席設けております。

それで、一番奥の壁は3メートルの書架ですね。その今、個人のブースのあるところが1,800。

子どもスペースが、ちょうど、今、南側にあります。南側が、今、これ、全部壁なんですけど、構造の金箱先生と打合せをしまして、真ん中、四つの窓を設けて、そこから自然光を入れております。右側に、これ、今、ひょうたん型のところに高さ900の書棚を設けまして、そこで幼児の方が、ここで自由に本を読んだり遊ぶことができるスペースも設けております。

その横に授乳室と子どもトイレを設けております。

その反対側には読み聞かせ室、ここで司書の方が子供さんにいろんな本を読み聞かせる。これはガラス張りにしてござしまして、読み聞かせも、その音が漏れないようにガラス張りにしてございます。

ということで、天井、梁下で3,100、天井、その先ほどの200のコンクリートを打ちましたデッキの下が3,350、それで1段下がったところから行きますと、梁下で3,900、天井ですと4,150、取れてございます。天井高、やはり、これ、1,000平米の図書館が一望に見渡せるということで、多少、上のアリーナとの関係を配慮しながら、天井高は、きちっと取ってございます。

左側にトレーニングルームですね。これは、北側の廊下から入ることができます。

北側にも、今、ロッカールームとかいろんな諸室があるんですけど、そこは、今、閉架式の書庫を3部屋設けてございます。

トイレにつきましては、そこにシャワーブースを四つと、男女それぞれのトイレを設けるということであります。

次、2階の説明させていただきます。

2階につきましては、階段2つで二方向避難がありますので、ちょうど、この観客席の前には、ガラス張りの一応エレベーターにはしておるんですけど、ここしか取れないものですから、ここにエレベーターを持っています。

バドミントンですと、これ、6面、バレーですと2面とか、実際に競技をやるときは真ん中の2面を使ってもらえばいいんですけど、練習用には、これ、6面を設けております。

それで、会館の観客席の上には女子のロッカールーム、そして、男子のロッカールーム、それと、控室を持ってこられます。

屋根につきましては、これ、先ほど言いましたように赤い色、コールテン鋼というさび色に近い、真っ赤じゃないですね、コールテン鋼という、さびる鉄の色の少し赤が入った非常に落ち着いた色にしたいと思っております。

そのちょうど一番上には三角形のピラミッド、パリのルーブルにもある、ピラミッドがありますけど、そこにピラミッドをのせまして、そこから自然光を中に導いていきたいという思いでいます。それ以外の屋根につきましては、今の防水の上を全部きれいにして、その上にシート防水をかけて、今、ところどころ雨が漏っておりますけど、そういうことがないようにしたいと思っております。

次が、これ、断面図。

1階には図書館、それで、少し下がったところにヒノキの森、それで、一番西側にはトレーニングルーム、そして、その上にアリーナですね。断面では、そのH鋼の上に少し書いてあるのが、防振の床を設けるということでもあります。上にはトップライトを設けて、今、もう天井を取っ払っていますので、天井がかなり高く、梁以外のところは、もう天井が高く感じると思います。

次の断面図、南北方向の断面です。それ、真ん中にヒノキの森。その左側にはヒノキテラスですね。子どもコーナーがあります。北側には、先ほど説明させていただきました閉架式書庫を設けております。

これが中央公民館で、今、2階のところを一番大きい取っております。大会議室Bというものです。今、これ、調理室だったところを多目的に使えるその大会議室Bにという。あおさぎ教室。それと、図書館が抜けたところは「こどものリビングルーム」、そこに、小学生ゾーン、交流ゾーンとか、今、書いてありますが、このデザインについては、これから尾鷲市さんと打合せをして詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲委員長 どうもありがとうございます。

ここで、教育長。

○田中教育長 おはようございます。

前回の委員会でもお話ししましたように、御迷惑をおかけしている市民の皆さんに安全安心な場所を一日も早く提供したいと思っていたところ、このような提案がありましたので、市民の皆さんに、より利便性のよい環境を提供できるのではないかなというふうに思っております。

中央公民館2階を子育てエリアとして整備して、子供たちが雨の日でも集まり楽しく遊べる場所になるように思います。また、乳幼児を育てている親御さんが安全で安心できる広場で子供を遊ばせながら、育児の悩みやいろいろな情報を共有する場所になると考えております。

それと併せて、教育支援センターあおさぎ教室もここへ移転させてもらって、安全なところで心を落ち着けて自分自身を見詰め直す場になればと考えております。

このように、この場所は、尾鷲市の子ども・子育ての拠点になるように整備していきたいと考えております。

図書館については、市民の方々が常に図書館に来て本を読んでもらえるような明るくて気持ちのいい図書館になればいいと考えています。広くなることによって書架も低くできますので、圧迫感がなくなり、安心して読書ができます。蔵書も増えることにより新しい本がたくさん置くことができ、より市民の方々に楽しんでもらえると思います。

また、学習スペースとして、中高生が受験勉強等で利用できる個人スペースも確保してもらうということで、他者を気にせず勉強に集中できるのではないかなというふうに考えております。

体育館についてですが、利用していただいていた方々には、以前から雨漏りがあったり暗いイメージを持っておられる方も多くいたのではないかなというふうに思いますが、今回、雨漏りもなくなり、天井の落下の心配もなく、LED照明でとても明るい中でスポーツを思う存分楽しんでいただけるというふうに考えております。

今後も市民の皆さんの声を聞き、生涯学習課を中心に関係各課でしっかり連携を取りながらよいものにしていきたいと、こういうふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○仲委員長 ありがとうございます。

ただいま、プロジェクトマネジャーの田中隆吉様に分かりやすい説明をいただいてイメージがかなり湧いたのではないかと思いますんですけど、ここで御質疑ある方、御発言をお願いします。

○小川委員 何点か少しお尋ねします。

先ほど、防振の床ということなんですけど、上が体育館で下が図書館ですかね。振動であるとか音であるとか、ほとんど気にしなくてもいいぐらいなんじゃないかな、振動とか音は。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロット特定 J V（田中氏） 大丈夫です。

○小川委員 大丈夫ですか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロット特定 J V（田中氏） はい。一応、数値的には、Dの40から45デシベルで考えております。

Dの40というのは、ホテルでいいますと結構いい数字なんですけど、45と、それが、実際、これ、シミュレーション、これからやりますので、上の音がそのまま、うるさい音がそのまま伝わるということは、ないと思います。

○小川委員 それと、2階の体育館のトイレというのは、もうスペース上、無理だったのかどうか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロット特定 J V（田中氏） もともと2階にはトイレの場所がなかったものですから、全部1階に、今のトイレに全部集約して、それで、設けることは、ちょうど観客席の上のところしか空いていなかったんですね。ですから、ここにちょっとトイレというのは、ちょうど玄関の下に落ちてきますので、もう玄関のちょうど梁がブルーの塗られたところが非常にきれいな空間になっていますので、それを天井で覆いたくなかったというのも一つのこととで、そういう判断で2階には設けないと。1階に下りていただくということにしております。

○小川委員 それと、これ、執行部に聞いたほうがええか分からんですけど、その体育館の避難所にも多分なると思うんですけど、体育館に空調は、どうなっているんでしょう。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロット特定 J V（田中氏） 今、これは4か所にパッケージエアコンを設けまして、そこから全体的に4か所から吹こうというふうに、それは暖房も冷房も吹こうというふうに考えております。

当初、私が考えていたのは、床の輻射伝熱を考えていたんですけど、その10億

という一つの縛りがありまして、それ、輻射伝熱というのは、床を暖めたり冷やしたりしてじわっと冷暖房するのが確かにいいんですけど、お金があまりにもかかるということで、基本的には空気を吹いて、上のほうに吹いて、それで冷暖房しておると。ほとんどの体育館、その方式です。最近のいい体育館は、輻射伝熱をやっています。

○小川委員　バドミントンのコートは6面とか書いてありますよね。その競技に結構影響出るんですか、エアコンは。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏）　6面というのは、もう本当に際まで、これ、使っていますので、際には少し大きな梁があるんですね。実際、その梁上では7メートル弱は取れているんですけど、その梁のこっち側のところが、実際、現状の体育館もバルコニーありまして、あれがもう3メートルぐらいにしかないんですね。それ、今回、その梁のところが5メートルぐらい取っておりますけど、練習用では別に確かに当たるかもしれませんが、競技は、真ん中に2面、今、パースの絵は、ちょうど、これ、ちょうど競技のパースを描いておりますので、これについては、特に問題ありません。

○小川委員　最後に、委員長。

○仲委員長　ちょっと待って、ちょっと。

この際、説明員さんの挙手は省略いたしますので、そのほうがスムーズに。

○小川委員　最後にします。

今、人口減少というので、どんどんどんどん人口減少、進んでおります。これ、見ると、本当にすばらしいなって、図書館もすばらしい図書館、本当にすばらしい、体育館もすばらしい体育館。思ったんですけど、これ、見た途端に、これ、ランニングコスト、大丈夫かなという気がして、税収も減ってきますし。もし、どのぐらい、もし分かるようであれば。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏）　今、私、東原さんを代表にして、これ、実施設計をやっていただいていますけど、無駄なことは、一切、もう、華美なことは、一切、私、やりませんし、市長さんからの10億と、要するに、税込みで10億ということを言われていますので、それに近づけようと頑張っております。

もうちょっと、実施設計が終わって、それから積算をやりますので、私は、ある程度、この市庁舎のときもそうですけど、そのときは設計施工で、私、竹中工務店でやらせていただいたんですけど、今回は、一応、コストの検証は私のほうで、今、

やっていますので、10億でできるように頑張っているとしか言えませんが、収まるように考えております。

○小川委員　　ちょっと、すみません。いや、ちょっと聞きたかったのは、人口、減っていきますし、これからの維持管理費ということ。これだけ立派なものができて、税収は減っていきますし、それ、どうなるかって。これから勘定されるということなんですか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏）　　一応、我々がプロポーザルで提案したときには、当然、10億以内の予算書もつけておりますので。

ただ、今、設備とか、例の万博の影響で設備がすごく高騰しているんですね、建設費が結構高騰していますので、それに追いつくかどうかというのが検証はしなきゃいけないと思います。

終わります。

○小川委員　　教育委員会のほうで出していると思うんですけど、よく建築に3割……。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏）　　ランニングコストか……。

ランニングコストも、今、建設課の人とも打合せをしておりますけど、なるべくその設備についても、今、今回、特にLEDを全部入れていますので、電気的には、かなり今までの電気料は少なくなると思いますし、空調方式も、今、パッケージエアコンで置き型、例えば、図書館につきましては、パッケージエアコンを6台並べて、それを人が少ないときには半分にするとか、そういう工夫をしてランニングコストを抑えるような計画にしております。

○西川委員　　一般質問でも答えていただけなかったんですけど、耐震等級2というのは、確保されているんですか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏）　　今、このプロポーザルのコンペの要綱のとき、Is値は0.6以上ということで、我々、これについては応募しておりますので、耐震、Is値が上がれば、それは上がったほうがいいんですけど、全体のコストとのバランスがありましたので、今、0.6を少し上回る設計で、今、やっております。

○西川委員　　いや、Is値のことを聞いておるんじゃないんですよ。公的な避難所は耐震等級2以上が必須ってなっているから、それをきちんとできるんですかと

いうことを聞いています。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏）　　実は、そのI s 値の話のときに、その避難所のI s 値はもう少し上げるというような質問も我々のほうでしまして、尾鷲市様のほうからは0.6でいいという見解をもらっていただきましたので、今、それでやっているのが現状であります。

○西川委員　　いや、I s 値のことを聞いておるんじゃないです。耐震等級2というのを確保できるかできないかという、これが一番大事なことだと思いますので。

○上村建設課参事兼建築係長　　耐震安全性能について、一度、整理させていただきます。

まず、I s 値とは、構造耐震指標のことをいまして、建築物の耐震改修の促進に関する法律、いわゆる耐促法で規定された指標でございます。

耐震補強の構造解析において、I s 値0.6以上が、いわゆる倒壊または崩壊する可能性が低い。これは、同時に建築基準法での保有水平耐力計算に対応する概念ですので、つまり、どちらも耐震性がある建物とまず呼びます。このように、新築も耐震補強も、同じ目標値が設定されていて、現在も日本全国で、ほとんどの建築物がこの指標で設計されて耐震築され、あるいは耐震補強されているのが現状になります。

一方で、今、委員おっしゃった耐震等級2、これは、恐らくこれ、耐震等級というのは住宅に使う言葉ですので、恐らくこれ、耐震安全性重要係数の話だと思うんですけど、これは、1.25という数値があるんですが、このI s 値0.6を1.25倍したI s 値、いわゆる0.75ですね、ということで、これは、特に重要な災害拠点などに割増しを設けたような数値で、そういう運用になっています。

特に、国家機関の施設であります官庁施設に関しましては、特定の用途の新築、あるいは、耐震補強に割増しを行っている場合がございます。これらの出展は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準によるものです。

国が整備する官庁施設における国の運用であります。市がその運用に対しまして、新築に当たっても、改修も含め、全面的にその国の運用に準じるのかどうかということ、また、一部の運用を採用するのかどうかというか、いろんな選択肢がございます。そこでは柔軟な運用が図られる余地があるものと判断しています。

とはいえ、やはりおっしゃるように、安全性能というのは、高ければ高いほうがいいに決まっていますので、今、できる範囲の中で少しでも向上できるような取組を詳細に考えて進めていっているところですので御理解ください。よろしくお願

します。

○西川委員 いや、単純な答えなんです。それ、確保できるかできないかだけ答えてくれたらいいんですけど。これ、2階にアリーナを造って、もう、これ、57年たった建物に、さらに荷重をかけるということですよね。コンクリートの20センチの土留めを打設すると聞いたんですけど、それだったら、地中杭とか独立基礎はもう触らないのに、それに何トンかかりますか、全体的なトン数は。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） 今回のこの図書館の構造体は、既存の建物に一切荷重はかけておりません。なぜならば、ちょうどアリーナの今の天井の間は土間コンなんです。もし、それが基礎梁がつないであつたら、今回の計画はできません。というのは、そこに荷重をかけた瞬間に既存遡及というものが起きまして、耐震補強じゃなしに現行法規でやりなさいという法文があるものですから、今回たまたまそこが土間コンだったので、全ての既存の構造体とは縁を切ってやるということが、これ、検査機関の条件です。

○西川委員 ということは、外壁と内装は、独立しておるということですか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） そうです。

○西川委員 別々なんです。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） 別々。
そうじゃないと、今回は確認申請が下りません。

○西川委員 確認申請のことなんて聞いていないです。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） はい。
確認申請ということは、これ、この建物が建つことができないんです。

○西川委員 それは、改修といたら、それでも、できるんですよ。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） そうです。既存と全て縁を切って初めて、この建物、図書館はなっちゃったということです。

○西川委員 それで、新しいコンクリートと、新たにつける、つなぐ土留めのコンクリートの差が物すごく出ますよね、縁が切っておると言っても。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） はい。

○西川委員 それで、まず、そもそも、人口3万3,000人のときに合った規模の大きさのを今のこの人口で、小川委員じゃないけど、ランニングコスト、これ、無駄になりませんか。もっと運動スペースを小さくしたりすると、空調とかそうい

うのももっと経費を抑えられると思うんですけど。このバドミントンコート6面というのは、必要なんでしょうか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） あ、これ、ちょっと……。

○森下生涯学習課参事 すみません、バドミントン6面のコート、必要かという件なんですけれども、現在、改修になる前の体育館の運用の中では、バドミントンと卓球で全体の9割以上が使われていました。特に、バドミントンについては、夕方以降に利用した方が多く、平日はほぼ6面全部埋まるような形で利用いただいていたこともあり、今回の改修については、その面積は必要ではないかというふうに考えております。

○仲委員長 西川委員、いいですか。
他に。

○中村（レ）委員 今、コンサルの方でおっしゃったように、このI s値0.6以上というのは、コンサルが出した、その共同企業体が出した数字ではなく、尾鷲市のほうで0.6ということを示された結果、この設計を出されたということによろしいですね。

○森下生涯学習課参事 これまでも委員会のほうで説明させていただいたとおり、プロポーザルに入る前にも説明させていただきましたが、尾鷲市のほうでI s値は0.6以上のものを提案していただくという形で、今回、プロポーザルのほうも行っております。

○中村（レ）委員 ということは、ここは、今、建設課のほうで、国の重要な建物だけI s値0.75以上とされていますけれども、少なくとも文科省のほうでは、小学校の耐震は0.7以上って言われていますし、尾鷲の今の消防庁舎の耐震も0.75以上ですよ。そして、この大きさの体育館に何人の市民を収容される予定かは分かりませんが、コンサルの方にお聞きしたいんですけれども、レベル2、震度6の地震が起きたときに、I s値0.6以上のこの設計で建物は倒壊しないということは理解できますけれども、この中で必ず市民が避難生活を送れる強度ででしょうか。

○仲委員長 田中マネージャー、発言いただきたいんですけど。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） 今回の1階と2階の床につきましては、これは現行法規でやっていますので特に問題はないと思いますが、例えば、外壁とか、多少損傷は受けるかもしれません。

今回、天井とか、特に図書館もアリーナも、天井、特に張っていませんので、天井から落下するとか、その下にいらっしゃる方の人々にけがさせるとかそういうことが一切ないような設計にしておりますので、新築のところについては、特にそういう問題はないと思います。

○中村（レ）委員 それでは、お尋ねしたいんですけれども、これ、外の外壁と中の新しい部分が独立して、今、別々に建てられると説明していただきましたが、その場合にクリアランス、要するに、ひつついていない建物は、地震動によって別々に動きますよね、必ず。必ず別々に動いて、強度が全く違う外壁の部分というのは、ほとんど強度がないとされているんですけれども、中に建てられるものが、今の強度に関して、レベル2の地震でももつぐらいの強度がある、その剛の建物であるとするならば、そのクリアランスをどれだけ取られますか。壁との間。壁と壁、柱と柱でも結構ですけれども、ずれたときのその緩衝のクリアランスをどれだけ取られるのか教えてください。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） 私は、構造のちょっと専門家ではありませんが、一応、壁との間は25ミリの隙間を空けて、そこへロックコイルを入れまして、それで区画はやっております。

○上村建設課参事兼建築係長 補足いたします。

別棟で、おっしゃるように全く別の挙動しますので、いわゆるエキスパンションジョイントで全部ぐるりは隔離しますので、全くそれに関しては、動きに対しても、全然別のもので当たることはございませんので、御安心ください。

○中村（レ）委員 おっしゃっている意味、分らないです。

建物が、違うとき、時期に違うふうに建てられたもので基礎も一緒にないと、全然違う動き方をしますよね。それは、過去の地震でも、ジョイントされたものの建物が違うふうに振動、固有振動数で違うふうに揺れた場合に、緩衝するのが25ミリの緩衝ではないんですよ。もっと大きな緩衝するし、その緩和剤が入っているからお互いにぶつかれへんって何か、あり得ないですよ。ですから、その検証は、もう一回してください。そして、ちゃんと、それで本当に、今、お聞きした感じでは、中が安全やったら、私、すごく安心しました。そして、その空間が保たれて、ただ、外壁ということに関して、以前、西川委員もおっしゃっていましたが、あの建物の壁、コンクリートの打設については非常に問題があると何度もその指摘がされているんですよ。その外壁と今回の新しい中のその建物との間が25ミリのクリアランスしか取れへんで、それで震度6以上の揺れが来たときに、1,000ガ

ル、1秒間に1メートル動くんですね。1秒間じゃないか……。もっと短い時間に1メートルも動くようなその地震が来たときに、緩衝し合わないということなんかないんですよ。ですから、そのことに関しては、もう一回、検証して、もう一回、説明に来てください。それじゃないと、この建物が、中の安全は理解しました、でも、外と中のものが別個であるならば、余計にそれはちゃんと構造計算上、もう一回やってください。お願いします。

○上村建設課参事兼建築係長　　構造一般に関しては、ちょっと私のほうから申し上げます。

おっしゃるように、25ミリのクリアということはございません。御安心ください。一般的なエキスパンションジョイントで全く別の建物、だから、別棟が建物の中に別の建物が入れこ状に入っているというイメージでお考えください。だから、全く、それはぶつかり合ったりはしません。それが条件でございますので、中で中の物が動いているだけの話ですので、そういうふうな考え方で設計されておりますので。

○仲委員長　　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　他にございませんか。

○西川委員　　いや、25ミリのクリアランスで、いくら緩衝材入れたとしても、揺れるときは、強度はもちろん違う、構造も違うんですから、絶対緩衝しませんって、言えないですよ。

○上村建設課参事兼建築係長　　25ミリではありませんので御安心ください。もっと広いです、間隔は。

○西川委員　　いや、いや、今、自分が25ミリって言って……。

○上村建設課参事兼建築係長　　いや、いや、25ミリではないという、申し上げました。

○仲委員長　　よろしいですか。

○西川委員　　はい。

○南委員　　今日、御苦労さまでございます。このいろんなその絵を見ていますと、すばらしい絵で、画期的な体育館の仕様なんか、僕は、二重構造なんかで出してくるということは夢にも思っておりませんでした。そういった意味で、聞いたときに驚いたのは現実なんですけれども。

しかし、残念なことは1点、中村レイさんが言われたように、文部省が、小学校

の建築に関わるときは0.7以上をやってくださいということで、やはり一方では、体育施設、図書施設、避難施設ということも一つの大きな使用価値がありますので、それだけは残念だなと。0.7以上の設計を奨励しなかった、これはもう執行部の問題なんですけれども。いかんせん、10億円以内での中央公と長寿命化をはかるんですけれども。今の田中さんの説明の中で、消費税を抜くと9億なんですよね、それ、はっきり言うて。9億から、経費なんか抜いてくると、直接工事で何億ぐらい出るのかなというような、もう僕は素人なりにはじいたんですけれども、もう果たして、これだけのものが、本当に満足する形で、それだけの予算でできるのかなという一抹の大きな心配があります。物価高騰もあるだろうし。そういった意味で、市長はかたくなに10億円以内ですよ、10億円以内ですよって随所で発言されておるんですけれども、市長にだけ、この1点だけ、もう10億をオーバーできない、でも、ある程度のことは、やはり、その物価変動なりによって予算的に考えなあかん場面も僕は出てくると思うんですよね、その絵を見ている限り。ここもしてほしい、ここもしてほしいって、いろんな段階で。そういった時にでも、あくまでも、やはり10億円以内の図面の提示をいただいたので、10億円で施工していただくという市長の固い決意ですか。それだけ。

- 加藤市長　当初から、この体育館と中央公民館を合わせて、要するに、耐震、長寿命化工事、パッと言っているんじゃないんですよね。ある程度、根拠があって、どれぐらいかかるのかって、それを予算づけしながら、じゃ、それに対してはどういう補助金があって、それに対してはどう起債が起こせるのか。要するに、一時的にうちが、その初年度にどれぐらい金がかかるのか、トータルとしてどれだけの要するに市の負担金があるか。それ、トータルで考えているわけですね。当初は、10億円程度というような話で10億円ということになっていますので。それは、当然、議会の皆さんから、そういうことをもっとあれしたらといったら、もう一度、我々としては、この財政の見通し計画もきちんと出しながらやらなきゃならないという話なんです。今現状では、今、このプロポーザルを出していただく際に10億以内でっせということは常に言っているわけですね。その結果として、10億でできますよというような形で、さっきのパス図をお示ししながら、こういう形でやるという話なんです。当初のその一番最初の話についても、I s 値の話だと、いわゆる耐震については0.6じゃないですよ。0.6以上で耐震をお願いしますという。0.6じゃないんですよ。0.6以上ですよ、僕がはっきり言っているのは。だから、そういう形の中で。それで、0.6というのは、ある程度、要するに、レベル2に

耐えられる構造は、最低0.6は必要だから、0.6以上。首かしげなくたって、我々は、それを根拠としてやっておりますので、でしたら、その辺のところは、アローワンスがあるどうのこうのというのは、今のところ、私の立場からすれば、やはり10億円以内でやってもらわんと困るというような話で。いろんな話で、いろんな市民の皆さん、委員の皆さんから、いろんな話の中で、じゃ、最終的には調整していくという、こういうスタンスですね。と私は、そういうふうにして思っております。

○南委員　市長、0.6以上それは、当然の形なんですけれども、0.6の設計依頼と0.7以上の設計となると、もう予算的には構造が随分と変わってくるということで、その辺は、もうこれ以上は深くは入りませんが。

体育館のその使い方と、いろんなイメージが、このすばらしい絵を描いていただいたということで理解できるんですけれども。

それと、中央公民館のほうなんですけれども、1階、2階、3階という形のところでも、5ページに平面図ですか、これ、描かれておるんですけれども、1階には総務課、教育長室ということで、郷土資料室もそのままなんですけれども、市長には今の力を入れておるのが、こどもの居場所づくりを入れたいということで、2階のところで「こどものリビングルーム」なり、いろんな小学生の交流ゾーンということで、やっと尾鷲市に児童館的な役割のものが、要望から40年、50年たっている、本当に児童館的な役割は完璧に果たせると言うんですね、そういったことで。それについても、そのイメージが分からないんですけれども、利用方法についたら、これからよりよいものを造っていただきたいと、それは要望をいたしますし、3階については、別段、ほとんど変わらないということなんですか、あの空調の設備だけ。そこら辺だけ、ちょっと明確に。

○森下生涯学習課参事　一応、3階については、もうほぼ触らないような形で、それで、照明であったりという部分的なものをLED化するということが出てくる程度と考えております。

○南委員　要望なんですけれども、できることなら、この3階の講堂は暗いですよ、物すごく。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○南委員　本当に暗いんですわ。中にLEDなんかでも、この際ですので、もっと明るい講堂にしていだきたいと思いますので、それは、もうぜひともお願いをいたします。

それと、直接的には関係ないんですけども、体育館が閉鎖されて、もう、1年と10か月、休止で経過されておるし、この今回の体育文化会館、図書室、中央公民館ということを考えると、すばらしいな、近くにこういうものがあってということで、僕、今、ふと話を聞いておって思ったんですけども、陸橋、橋、駐車場からへまで、例えば橋を架けていただくと、物すごく利便性が、僕、図られるんじゃないかなと思って。本当に、それこそユニバーサルデザインで、もう相互交流が、もっともっと図られると、これは、もう国交省の人に以前聞いたら、もう橋の構造物は、できるだけ国交省としたら許可はしないようにやっていますという返事はもらったんですけども、あれ、連結してもらったらねえというような思いが、ふと考えました。

○加藤市長　今回、体育館の、要するに、長寿命化、中央公民館の長寿命化、御覧いただいたように、説明させていただいたように、いいものができる。その連携をどうしていくのかというような話で、私も一回、考えたんですよ。でもね、これも、要するに、どういう形で、それ、橋を架けたら、一応、利便性というのがすごい高くなるということは感じますよね。その後、それに対する費用をどうするのか、あと、それをメンテナンスをどうするのかというような、ちょっとその辺のところを考えると、まずやはり、ここの部分をやっていかなきゃって。

もう一つ、先ほど議長おっしゃっていましたように、実をいいますと、昨日、福祉保健課のほうから、子ども・子育て支援事業、今年までは、大体、子育て支援事業が中心だったんですよ。来年度から子供を中心とした事業というような、それを含めた形で、トータルで一応事業計画を出していこうというようなことを、これ、ちょっと説明が不行届やったんですけど、そういう趣旨なんですよ。

その中で、当然のことながら、これを市役所では、やはり皆さんからアンケート調査をやったわけなんです。アンケート調査について、詳しくは、私、全部、見ましたし、それで、どんな問題があるんだろうなというような話の中で、特に、前々から、私、主張しております高齢者の居場所づくりとか、あるいは、市民の居場所づくり、子供の居場所づくりというような話でね、やはり私は、これから人口減にとって、非常にやはり居場所づくりというのは大変なテーマだと思っているんですよ。そうした中で、特に、この子供の居場所づくりについての市民の、その、要するに、子育てを中心としたお母様方からの要望が強かったのが、やはり放課後児童クラブの長期休暇中の利用ニーズ、これが低学年では増加しているかと、こういう話。これは、濱中委員のほうからも、いろんな話があり、これについては考えてい

かなきゃならない。

それで、もう一つは、これも本当に、僕、本当に市民の皆さんの思いというのは、分かったので、もう直接、話したんですね、その中で、子供の遊びの場についての意向は、雨の日に遊べる場所がないやないかと、これが全体の4分の3以上なんですよね、アンケートの中で。そして、遊具が充実していないやないかと。だから、そういう形の中で、おっしゃるように、児童館的なものを、やはり300平米というのは結構大きいんですね。約100坪あるんですけど。あそこのところでそういうものを、やはりやっていくことによって、子供の居場所づくりができる。それで、他にも、やはり公園について、この前、中村文子委員から、いろんな公園のその整備が不足とかというようなそういう話があって、特に今回について、このテーマについては、子供の遊び場についての、これ、雨の日に遊べる場所を提供してほしいということで、先ほど申しましたように、雨の日にも利用できて、夏は涼しく冬は暖かく遊べるような、そういう子供の居場所づくりということで、中央公民館の2階部分を、要するに、「こどものリビングルーム」であると。それを中心として遊び場を、要するに、場をつくりたいという思いの中で、先ほど、田中さんのほうから説明した内容でやらせていただきたいと思っておりましたものですから。

その陸橋の話は、非常に分かるんですけど、ちょっとこれは、非常に最終的には、どれだけのお金を投資しなきゃならないのかということも含めて、いろいろと検討はしなきゃならないと思っております。

○仲委員長　他に。

○濱中副委員長　今の議長からの話の関連でちょっと。

今回のこの事業の中には、この今、教育委員会が入っておる建物、真ん中の建物の取壊しについては、これが終わった後というふうな話は計画としては聞いておるんですけども、今、本当に、これを見せてもらって、今日、初めて説明なんですけれども、きっと使いたい住民の方、増えると思うんです。そのときに、やはり駐車場という問題が必ず出てくると思うんです。尾鷲は、本当に移動は車の地域なので、これは一番ええのは同時にできることが一番ええんでしょうけれども、この間、財政計画も出たので、その中に入っていないと、また、その5年先、10年先という話になるのかなというようなイメージで聞いておりました。やはり、市民の方たちに、やったよ、できたよという、その成果、満足度を上げるためには、その駐車場の計画が一体どれぐらいを見ておるのかという計画だけでも出てくる必要があると思うので、この後、この事業説明、進む中では、大体どれぐらいのときにはこれ

がという話が、できることをやっていただきたいなというのが、それができるのかというのが一つと、あと、もう一つ、先ほど議長が言われた１０億は、絶対、そこで、もう、市長の固い決意なのかって言われたけど、この間も三重県の県事業で入札不落が続いたというようなニュースも見ました。やはりその建設資材なんかは、もう年じゃなくて月単位で上がっておることも聞いておりますので、そこ、市長のかたくなな気持ちは分かりますけれども、不落で事業が先延ばしになるようなことがないように、きちんと吟味した形で予算立てをお願いして、そこは無理な場合は、議会のほうに、また相談いただくようなことが必要ではないかなと思いますので、どうかその辺り、市長、頑固にならずにお願いしたいです。

○加藤市長　　今、教育委員会が入居しております当然、別館ですね。もうあそこのところは耐震性が全然ないから、要するに、中央公民館の耐震ができたときに、一応、取壊しの方向で進めますということは申し上げているところ。それで、当然、その場所、取り壊しします、いつなんですか。これ、まだはつきりしません。その辺のところもきちんとしなきゃならない。

それで、その後、どうするんですか。一番、先ほど、副委員長おっしゃっているように、おっしゃるとおり、あの体育館についても中央公民館についても、非常にこの駐車場の数が少ないです。それをどうするかというような話が、方向性としては、そういうふうな形で検討していかなきゃならないなと私自身は思っております。

その１０億円の話なんですけれども、今は、やはり１０億円という形の中で事業を進めております。それは、ある程度、物価上昇を含めた形の中の１０億円です。それで、プロポーザルの中で一応１０億円以内という話で進めていただきました。それは、私、かたくなに一応、守っていると。

ただ、その中で、どうしてもやはり市民の皆さんからの要望とかいろんな話。当然、具体的に申し上げましたら、野球場の話もそうなんです。野球場の話の中で、当初、ナイター設備を入れていなかったのも、強い要望ですよ。それで、結果的に、やはりこれはやっていかなきゃならないなという我々としては判断して、そういう事案になったんですけれども。今のところ、それを、はい、そうですか、はい、分かりましたということは、私の口からは申し上げられません。現状では、一応、１０億円という形の中で進めていきたいと。その中で、いろんなことが当然出てきた場合には、検討させていただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○仲委員長 副委員長。

○濱中副委員長 先に副市長だった。

○下村副市長 今回、三つの建物を二つに統合するということで、有利な起債を活用するということです、その起債の関係で別館は5年以内に取壊ししなくてはならないと思いますので、そのように予定させていただきます。

○濱中副委員長 分かりました。図書館に関しましてはとても興味を持ってやってきましたので、ありがたいなと思いますけれども。

利用の仕方としてなんですけど、今、スポーツ少年団として登録されておってこの体育館を利用しておる人、あと、社会教育としてスポーツを利用されておる人、どれぐらいの数がありますか。

○森下生涯学習課参事 体育館、閉館になる前の段階で、この体育文化会館を利用していた団体は、21の団体があります。

それで、先ほども申しましたように、その中、一番多いのはバドミントンの13、卓球は4、あと、それぞれ、ソフトバレーだったりユニカールというのがあるような形です。あとは、雨の日、スポットに使ったというような実績とか。

○濱中副委員長 ちょっとこれで最後にしますけれども、こういったバドミントンとか、卓球でもそうなんですけれども、それに伴う道具を使うようなスポーツに関しましては、使い勝手に関して、きっと御注文もあったりすると思うんですけれども、きちんと、最後、設計が出来上がるまでに必要なものというものの聞き取りなんか、それとか、そういう少年団との懇談会なり説明会なりということを予定していただきたいなと思うんですけれども、それはどうなっておりますか。

○森下生涯学習課参事 今回、初めて、公に今回の計画を出させていただきました。今後、スポーツ協会であったり、その少年団だったり、いろんな聞き取りもさせていただきますというふうに考えております。

○西川委員 せっかくメーカーの人が来てくれておるんだから、そんな話はいつでもできるんじゃないですか。ちょっとずれていませんか。耐震のほうに話を戻していただきたい。

○仲委員長 それでいいですね。

○岩澤委員 皆さん、言うように、このパース写真、見せていただいたら、すごく楽しい建物だと思います。

私自身、2歳の子供がいるということで、ちょっと、この設計時点で気になる部分というのを質問させていただきます。

まず、図書館のほうなんですけれども、一面見渡せるということなので、子どもコーナーで遊ぶ子と自習コーナーで静かに勉強したい人、その緩衝というのはいかがでしょうか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロット特定 J V（田中氏） 自習コーナーが2か所に分かれていますね。それで、1,800ミリの書架のところは、確かに、おっしゃるとおり、今、ちょうど1,200ミリの書架のところから、今、8列が始まっているんですけど、そのところは通路をすごく狭くしまして、こちらのひょうたん型のところとは、ある程度、縁を切った形で、私は、考えていたんですけど、確かに、声がそっち側へ行くかもしれませんね。確かに、御指摘のとおりであります。ブースの向け方とか、もう一度、検討させていただきます。

○岩澤委員 ありがとうございます。

まず、そういった問題が、後々出てくることを考えて、この本棚というのを動かすような形というのは、取れるのでしょうか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロット特定 J V（田中氏） 今、そのちょうど自習コーナーの個別コーナーの横の1列の書架がありますが、それを、私は、壁と見立てて、一応（聴取不能）取れると思っていましたけど、そこに、今、下のひょうたん型がありますので、その声は確かに行くかもしれませんので、もうちょっとブースの向きとか、考えさせていただきます。ありがとうございます。

○岩澤委員 ありがとうございます。

先ほど、副委員長からも各スポーツの道具の話を、ちょっと出たんですけれども、2階の設計図を見ると、左下に「器具庫2」というのありまして、やはり奥行きが8メートル40センチ、だから、大体7メートルぐらいかなと思うんですけれども、各スポーツの器具がここに全て収まるのかというのと、あとは、例えば、この体育館の床を傷つけないシートを入れる場所だったり椅子を入れる場所だったりというのは、この観客席の下は使えたりするのでしょうかね。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロット特定 J V（田中氏） 観客席の下は使えません。今、観客席の下が、あの1階の吹き抜けのホールになっておりますので、今、器具庫は、実は、そのトレーニングルームの大きさにかかっていて、トレーニングルームの、今、1階と同じように器具庫は取っているんですけど、トレーニングルームの今、天井高がすごく高いんですね。高くしたんです。それで、下の器具庫は3,500ミリぐらいしかないんですけど、器具庫をたくさん取れば、そのトレーニングルームの天井高が取れなくなってしまうというので、こ

の大きさにしております。確かに、入れるもの、どういうものを入れるかというのは、これから具体的にやっていきたいと思いますので、ちょっと、また検討させていただきたいと思います。

○森下生涯学習課参事　先ほどの質問に補足させていただきます。

先ほどから言わせていただいているように、利用の大半が卓球とバドミントンであるということ。そういった荷物というのは、2階に入るような形で整備できていると思っております。そのほか、スポーツ的に使うようなものについては、2階の倉庫に置くような形で現在は考えております。

○岩澤委員　例えば、体操クラブって尾鷲にもあると思うんですけど、体操クラブの方がこの体育館を使いたくなって、大きいマットを1階から2階に運ぶってなると、ちょっと大変かなと。何か今の回答だと、スポーツがすごい限定されていて、例えば、ニュースポーツを推進しているんですけど、それに道具を置く場所というのが限られていると、それはできないというふうな感じでちょっととらえられてしまうので、どっちかっていったら、トレーニングルームの天井高の重要性というのが僕はあまり分からないというか、どっちかといったら、市民の人が使い勝手がいいというか、例えば、避難場所として使うんだったら、避難のものを置けるような場所だったりとかというようなほうがちょっと重要じゃないのかなというイメージがあります。

もう一つなんですけれども、観客席が、この東側になるんですかね。東側のみというイメージで、よかったでしょうかね。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏）　これは、もともとのあの観客席を利用しまして、階段上っていくところとエレベーターの前に広場がちょっと、スペースが要りますので、そこを、今、平らにして、観客席を何列か潰しています。それで、今の残ったところを観客席にしているというのが今のこの設計です。

○岩澤委員　南と北からは、じゃ、もう全く見えないというようなイメージでよかったですか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏）　南の、もう一個、基本的には、ここのアリーナにつきましては、現状の開口部しか設けて、折り返していますので、そういう設計になっております。

○仲委員長　いいですか。

○岩澤委員　大丈夫です、ありがとうございます。

○仲委員長　　今、岩澤委員からの要望がありましたように、器具庫については、まだ増やせる要素がありましたら、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロット特定 J V（田中氏）　　分かりました。

　　今、基本設計が終わったところですので、まだ実施設計が、来年から 3 月までやろうと思っています。その間に、ちょっと検討したいと思います。

　　ちょっと、よろしいでしょうか。

○仲委員長　　どうぞ。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロット特定 J V（田中氏）　　先ほどの中村さんの、私、25 ミリとお答えしましたが、実際のゴムのクリアランスが 100 ミリとってあります、ごめんなさい。20 ミリは、仕上がりでそういうことであって、実際のクリアランスは、そこにゴムをつけるんですけど、エキスパンションの、それは 100 ミリを取っております。訂正いたしたいと思います。すみません。

○仲委員長　　次の方、中村レイさん。

○中村（レ）委員　　ちょっと何点か。

　　まず、このエレベーター、取っていただいているんですけども、文化体育館のエレベーター、これ、スケルトンでも観客席から非常に邪魔になるんですよ。これ、この大きさでは、2 階に、その体育用具とかは全く持っていけないエレベーターとなっているので、これ、実際、上まで、今、言われたように、体育、器械体操用の大きなマットとか跳び箱とか、誰が持っていくんですかみたいな話になると思うんですよ。

　　それと、この、今、言われたトレーニングルーム、トレーニングルームを何をトレーニングするのか、体力つくるんやったらこの高さは要らんし、どういうふうにして使うのかというので、ここをもう一度考えてほしいのと、それと、このエレベーターを、裏の廊下を通してトレーニングルームまで上がって行って、2 階に上がっていけるような動線を考えていただいて、もっと大きなエレベーターにしていだくとか、そういうのをもう一回考えて、この観客席、それだっても、ちょっとしかない観客席の右から見て左から見たら違うコートは見えへんみたいな、いかにスケルトンにしようと邪魔になりますので、これ、すごい視線の邪魔の場所にエレベーターをわざわざ設置する必要があるのかどうかと、あとは、大きさをもう一回考えてください。

それと、今、言われたクリアランス１００、１０センチのゴムでその緩衝しないかというのは、私は、それは非常に疑問やと思っていますけれども、それで絶対にええという今までの検証事例があるのやったら持ってきていただきたいのと、それと、もう一点、この玄関のこの部分、玄関ホールの部分のこの強度だけは、０．６では駄目です。中の例えば、その図書館と２階の床部分が強度があるとしても、このラウンジ、玄関ホール部分が駄目で入れなかったら、この建物は、結局は使えないわけです。ですから、最低この部分だけの強度は、必ず上げてください。そうしたら、中に入って使える可能性というのが残ってきますので、それについても、もう一回、考えていただきたいと思います。

尾鷲市が０．６でええと言ったとしても、０．６以上でええと言ったとしても、ここをレベル２の収容避難所としてもし使いたいならば、もう一度、ここの部分だけの構造計算は、やり直していただきたいと思います。

以上です。

○仲委員長 エレベーターの件についての。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定ＪＶ（田中氏） 確かに、私、このエレベーターについては非常に悩みました。実は、トレーニングルームのところに……。トレーニングルームは、今、実際、舞台になっているところなんです。それで、今、そこの一体の図面のＴ型のところの開口部というのが、そこ、すごく小さいものですから、ここから上げるということはできるんですけど、玄関から素直に上げたいという思いがありまして、今の位置で、さらにガラス張りのシースルーエレベーターにしようという配慮はしましたけど、確かに、おっしゃるとおり視界を遮るのは、おっしゃるとおりです。ですから、どこに上げるかというのを、もう一度、ちょっと考えたいと思います。ちょっと検討させてください。時間がちょっといただければと思います。

それで、先ほどのドームへのクリアランスにつきましては、金箱先生ともう一度よく打合せをしまして中村さんには御返事させていただきたいと思います。すみません。

○仲委員長 よろしいですか。

○中村（レ）委員 はい。

○仲委員長 ほかに。

○濱中副委員長 定例会の委員会であることから、事業全体の説明を求めることは当然の委員会やと思っていますので、お聞かせいただきと思います。設計の方

たちは、設計のことを聞かれたときに必要であるからいていただいていると思って
おりますので、これは設計の説明を求める委員会ではないと私は理解をして質問い
たします。

中央公民館の3階の大会議室なんですけれども、使い方として、教育委員会の方、
これ、入っていくときに、例えば、講師のほうがおる側からしか入っていけないこ
とに、そういった辺りの不満・負担って、聞かれたこと、ないですか。

○森下生涯学習課参事 確かに、私自身が参加する会議の中でも、そういった意
見は、ありました。

○濱中副委員長 やはり、ここで会議に参加するときに、時間の関係で途中入室、
途中退室がとてもしにくい構造に、形になっているということを以前から感じてお
りまして、ここを使う機会の方たちと、この使い勝手に関してお話をさせていただ
きたいなと思うのと、それを、向きを変えることは、この開口部がある関係からな
んでしょうけれども、それは全く不可能なんでしょうか、どうですか。

○仲委員長 参事、答えられなかったら検討しますでも、即答は、多分無理なの
で。

○森下生涯学習課参事 すみません、検討させていただきます。

○仲委員長 他に質疑ございますか。

○中村（レ）委員 この中央公民館についてちょっとお伺いしたいんですけれど
も、1階のこの少年センターというのがあるんですけれども、これは、今、現に何
に使われている。この広さで、これで一体オッケーなものなのかが、ごめんなさい、
私には分からないんですけれども。

○森下生涯学習課参事 現在、庁舎別館の1階に事務所があります。常駐してい
るのは、会計年度職員が2名、あと、関係する青少年に係る方々が来られて、会議
をしたり事務をしていますので、大きさとしては、この大きさが十分です。

○中村（レ）委員 すみません、それやったら、ごめんなさい、今、1階で何か
剣道じゃないか、何かしている人たちは、どこへ行かれるんですか。何かされてい
ますよね。

○森下生涯学習課参事 別館の入り口の入った量の部屋だと思うんですけれども、
そこは、名称として、トレーニングルームとなっています。

今回、体育館の舞台のところに、ここでいろいろやられている方は、移転しても
らうという形で考えております。

○中村（レ）委員 体育館のトレーニングルームが、その機能を移すということ

ですか。

○森下生涯学習課参事 はい、そのとおりです。

○中村（レ）委員 ということは、やはり高さが7メートル必要だということですね。

○仲委員長 参事、それ、確定したわけじゃないと思いますので、新規に新しいその2階の体育館もできますし、いろいろな使い勝手を、今後、別館でやっている何種目かの（聴取不能）も含めて、今後、十分に検討していただいたらどうですか。今、即答してしまうと、それ、おかしいよという話、出てきますよ。どうですか。

○森下生涯学習課参事 申し訳ございませんでした。今後、関係団体とも協議をしながら、場所のほうについては決定していきたいと思います。

○中村（レ）委員 それと、中央公民館の2階の子育ての部分で、子供用のトイレが用意されているのかというのと、この図面を見る限り、このトイレの改修というのが全くされないようなんですけれども、もちろん、これ、トレイの部分、全面、1階から3階まで改修されるということによろしいですか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） 1階から3階のトイレは、全部改修します。

○中村（レ）委員 すみません、2階の子供用のトイレは、どうなりますか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） それも含めて改修させていただきます。すみません。これは、ちょっと現行の図面を提示しているだけで、そこについては、今、実際、基本設計をやっているところですので、もうちょっと待っていただければと思います。すみません。

○濱中副委員長 すみません、音の緩衝、1階と2階の説明は聞いて、理解ができました。

それで、トレーニングルームの使い方として、今、太鼓の練習を結構やっておりますね。それで、多分、使い方の、さっき、委員長に言われたみたいに、場所の移動も含めて、これからいろんなことが考えられるかと思うんですけれども、この横に関しての音も、図書室とこのトレーニングルームの音の緩衝に関してのものは、こういったものが考えられていますか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） 今、トレーニングルームとアリーナと下の図書館に、そこには壁ができるんですけど、先日、私、11月5日に三木里のシンポジウムするとき、太鼓の音が結構すごいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV(田中氏) 防音壁は、当然、考えますけど、そこまで音が取れるのかどうかというのは、ちょっと検証しないと、かなりの……、外壁を伝わってきましたので、ちょっとこれは、もし、ここで太鼓の練習をやられたら大変だなというふうに、ちょっと、私、理解していますので、もうちょっと検討します。

○濱中副委員長 はい。

子供太鼓の練習って、省けるものではないと思っておりまして、それで、ただその場所を検討する上では、このもう一つ裏に剣道をやる武道場があるんですけども、ああいった辺りの提案もできるのかなって。広さがどうかとは思いますが、そういった辺り、また教育委員会で利用団体のほうと検討する会議などをやっていただくのが必要かなというような気がしておりますので、太鼓のほうをぜひ十分に考えてあげてください。

○仲委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なければ、生涯学習課の報告事項については、これで終了いたします。

代表の東原さん、マネージャーの田中さん、本日はありがとうございました、どうも。

ここで設計業者の方が退席いたします。

10分間、休憩いたします。

(休憩 午前11時33分)

(再開 午前11時44分)

○仲委員長 それでは、引き続いて、元の議案、第66号に戻って、一般会計補正予算の第7号の説明をお願いいたします。

○田中教育長 教育委員会です、よろしくお願いいたします。

議案第66号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決についてのうち、教育委員会に関連する部分を担当課より説明いたさせます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○柳田教育総務課長 教育総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、当課に係る補正予算の内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算書 40 ページ、41 ページを御覧ください。通知いたします。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 536 万 7,000 円の増額のうち、細目教育職員人件費 30 万 1,000 円の減額につきましては、総務課より説明がございましたので、割愛をさせていただきます。

細目 ALT 人件費 20 万 5,000 円の減額は、1、報酬の減額で、年度末までの執行額の精査でございます。

続きまして、細目学校給食職員人件費 486 万 1,000 円の減額は、1 節報酬の 137 万 8,000 円、2 節給料の 143 万 3,000 円などが主なもので、当初予算編成時と比べ、会計年度任用職員の雇用が見込めなかったことによる減額でございます。

次ページを御覧ください。

42 ページ、43 ページです。

同じく、9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費 101 万 4,000 円の減額は、細目小学校職員人件費、3 節職員手当等 129 万 6,000 円の減額が主なもので、これは、現在雇用している学びのサポーターが期末勤勉手当の支給対象となる勤務時間よりも勤務が短くなったことによる減額でございます。

次に、2 目学校振興費 60 万 7,000 円の増額は、細目小学校教育振興経費、19 節扶助費、学用品費等が当初見込みでは 106 名分を予定しておりましたが、申請、受付し精査をした結果、130 名が該当したとなったことから増額補正をするものでございます。

同じく、9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費 359 万円の減額は、細目中学校職員人件費、1 節報酬 225 万 3,000 円の減額が主なもので、当初予定していた学びのサポーターの配置が中学校から小学校に配置変更されたことによる減額でございます。

それでは、続きまして、債務負担行為につきまして説明を差し上げます。

予算書 8 ページを御覧ください。通知いたします。

第 3 表債務負担行為補正です。

8 ページの中段より少し下の部分、九鬼・輪内地区スクールバス運行管理業務委託につきましては、期間を令和 7 年度の単年度で、限度額を 1,576 万 3,000 円とするものです。

本事業は、九鬼町から梶賀町までの児童・生徒の登下校及び学校行事等で利用するバスを業務委託するものです。現在、所有しておりますスクールバスは、45 人、

25人、15人の3台を保有しております。

なお、本日、委員会資料といたしまして、バスの関係を載せさせていただいております。資料に関しましては、後ほど御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、学校給食配送等業務委託料に関しましては、期間を令和7年度の単年度とし433万9,000円とするもので、事業内容は、尾鷲市学校給食センターから尾鷲中学校、向井小学校、矢浜小学校への配送業務を行うものです。

以上が教育委員会、教育総務課に係る説明でございます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○仲委員長 続いて、生涯学習。

○森下生涯学習課参事 それでは、引き続き生涯学習課に関する予算について、補正予算書資料に基づき説明いたします。

補正予算書16、17ページを御覧ください。通知します。

17款寄附金、1項寄附金、2目教育費寄附金、2節保健体育費寄附金4億円の増額は、中部電力株式会社様からの国市浜公園整備等事業寄附金でございます。

次に、42、43ページを御覧ください。

9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費から、44ページ、45ページの6目郷土室費までは人件費に関するもので、総務課より説明済みですので、割愛いたします。

次に、46、47ページを御覧ください。

8目文化会館費、細目文化会館管理運営費140万8,000円の増額は、委託料の尾鷲市民文化会館指定管理料であります。

内容につきましては、資料にて説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

文化会館の指定管理料の算定方法のうち、人件費については、市の基準に準じ、尾鷲文化振興会の人員状況について、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に規定されている給料表に基づき5名分を積算しております。

令和5年度から7年度の積算時においては、職員1名分を会計年度任用職員として、市の基準に準じて給与の見直しを行い、人件費を減額した指定管理料として算定されています。

今回の指定管理料の変更については、近年の物価高騰などの要因を踏まえて、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が前年度の人事院勧告を反

映し、令和6年4月1日に改正され、賃上げされたことから変更するものでございます。これは、近年になかった大幅な改正であることから、指定管理料算定時と人件費の差額分を市の基準に準じ、指定管理料として追加するものです。

指定管理料算定時の人件費は1,539万7,000円で、令和6年4月1日の給与表の算定では人件費が1,680万5,000円となり、その差額の140万8,000円を増額するものです。

補正予算の46、47ページにお戻りください。

9款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、細目スポーツ振興事業105万8,000円の増額のうち、主なものは、18節負担金、補助及び交付金102万5,000円の増額で、これは、市民の利用者数が見込みを上回り増加したことにより、紀北健康センター利用料負担金が増額となるものです。

次に、2目運動場管理費、細目運動場維持管理経費74万円の増額は、市営テニスコートのナイター照明利用の増加及び10月から新たに市営野球場代替グラウンドのナイター照明を利用することになったことに伴う光熱水費の増額であります。

続きまして、補正予算書8ページにお戻りください。

第3表債務負担行為補正のうち、生涯学習課に関する部分につきましては、8ページの下から7番目の尾鷲市中央公民館エレベーター保守点検業務委託から、表の最下段の尾鷲市営野球場代替グラウンド施設管理業務委託までの全部で7件の追加でございます。

内容としましては、中央公民館エレベーター保守点検業務委託と中央公民館等警備業務委託は、いずれも期間を令和7年度から8年度までの2年間とし、限度額の設定は、それぞれ御覧のとおりでございます。

また、中央公民館機械警備委託は、今回から警備業務のうち、機械警備について別契約とするもので、期間を令和7年度から11年度までの5年間とし、限度額の設定は、御覧のとおりでございます。

次に、天文科学館警備業務委託は、期間を令和7年度から9年度までの3年間とし、限度額の設定は、御覧のとおりでございます。

最後に、中央公民館清掃業務、運動場施設管理料務委託、尾鷲市営野球場代替グラウンド設備管理業務につきましては、令和7年度1年間の期間としまして、上限額を、それぞれ御覧の金額に設定するものでございます。

いずれも来年4月1日からの業務を円滑に執行するために年度内に準備をすることのため設定するものでございます。

次に、次の表の変更分を御覧ください。

図書館システム使用料は、第1文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化工事に伴い、契約期間を短縮したことに伴う期間と限度額の変更でございます。

次に、国市浜公園野球場建設工事は、先般の行政常任委員会で御説明させていただいたとおり、ナイター照明設備分として、限度額を3億6,000万円増加するものでございます。

以上が生涯学習課に係る補正予算の説明でございます。

○仲委員長 スクールバスの説明を。

○柳田教育総務課長 資料をまたおつけさせていただいておったんですが、また後ほど御覧いただければと。口頭で台数等説明させていただいた次第です。

○仲委員長 議案第66号の一般会計補正予算について説明は以上でございますが、質疑ございますか。

○南委員 今の委員長から御指摘のあったスクールバスの運行業務委託って、債務負担行為ですね、1,576万3,000円なんですけど、この業務内容、資料の1ページなんですけれども、見ておりますと、賀田地区を省いて、九鬼から梶賀までの児童・生徒が38人利用されておるということで、小学校18人、中学20人なんですけれども、バスが3台の管理ということで、45人用、25人用、15人用と、もう各1台が明記されておりますけれども、現実的に、もう45人乗りのバスは、25人乗りに換えていただいたほうが僕はいんじゃないかなというような感じがいたすし、なぜ、そういうことを言うかということ、今のこの三重交通が島勝のほうから尾鷲方面へ走っておるバスも、もう小型化されて、もう25人用なんですわ。そういう意味では、そこら辺の検討は、しなかったんですか。これからの、まだその契約なんですけど。

○柳田教育総務課長 まず、バスの3台に関しましては、学校の始業の時間に間に合わすためであるとか、現在、九鬼からも賀田小学校等へ通っていただいておりますということで、そういったことを考えますと、まず、3台というのは、現在のところ、必要になってくるのかなと。2台にすると、なかなか乗っていただく時間が早くなってくるのかなというのもありまして、その部分も今後課題でありますし、現在の3台のバスの管理を見ておりますと、特に、現在、老朽化しておるところがありません。ですので、先ほど委員が御指摘されたように、この台数、この乗車数であると、ほとんどが乗っていない状況で運行するというところでございますので、そういった車の老朽化等も考えた上で、今後、更新の際に、小さなものにしていく

であるとか運行経路を含めて協議のほうをしてまいりたいと考えております。

○南委員 この車の老朽化って、これ、尾鷲市の車なの、所有なの、これ。

○柳田教育総務課長 市の保有しておる車でございます。

○南委員 その老朽化の問題も分かるんですけども、45人乗りは僕は必要ないと思います。市の持ち物というのは、知らなんだよ、僕の認識不足で。それと、ルートですね。例えば、九鬼の子供たちが、やはり、一旦、この尾鷲のほうへ出てきて、今でも登っておるんですか。

○柳田教育総務課長 九鬼から、一旦国道42号線へ出て、熊野尾鷲道路を通過して賀田に入るものということでございます。

○南委員 今、3台あるもので、それが可能なんですけれども、できたら、安全対応考えて、父兄の意見も聴いて、そういうルート設定にしたわけなんですけれども、本来から行くと、もう九鬼から出発して三木浦のほうへ回って、もう三木里インターから乗るのがベストじゃないかなと思うんですけども、もう、今、そういった話すら3台運用やもので、全く出ていないんですか。

○柳田教育総務課長 教育委員会のほうで、毎年、そういったことも含めたルートも含めて協議のほうをさせていただいております。現状、やはり、その先ほど委員がおっしゃられたような、川、海沿いを走るというよりは、一旦、高速道路に行ったほうが安全じゃないかであるとか、乗る子供たちの身体的状況というのは重要ですが、車に酔ってしまうとかそういったところもありますし、早く乗っていかないと時間的に乗車していただく時間が早くなるなどの課題がございますので、今後ですね……。

○仲委員長 ちょっと待ってください。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後 0時00分)

○仲委員長 はい。

○柳田教育総務課長 失礼いたしました。

今、委員、御指摘あったようなことをまた考慮して、今後の運行に反映していきたいと考えています。

○南委員 それと、債務負担行為のところの、その下の学校給食配送等業務委託料、これは随意契約なんですか。それだけ確認。

○柳田教育総務課長 一般競争入札でございます。

○南委員 分かりました。ありがとう。

○仲委員長 他にございますか。

○濱中副委員長 すみません、債務負担行為の中央公民館の機械警備なんですけれども、これ、その下の図書館システムが改修の関係で年度変えていますということやったので確認なんですけれども、これは、改修には係るところのないところで、この年度設定でよろしいですか。

○森下生涯学習課参事 今回の機械警備については、その改修工事には影響ないもので、この期間で契約しております。

○濱中副委員長 もう一点、文化会館の人件費かな……。何かあったんですけれども、これ、文化会館に関しては、そのホームページのほうがちょっと充実がしてないので、そういった人員がちゃんと配置されていないのかなという気もするぐらいなんですけれども、そういった辺りは、注文出していただくこと、できますか。

○森下生涯学習課参事 今回、委員からそのような意見をいただいたということ指定管理の業者に伝えさせていただきます。

○濱中副委員長 はい。

○仲委員長 他にございませんか。

○岩澤委員 スクールバスについて確認いたします。

来年度から、とちの森保育園が始まります。小中と保育園の連携というのも掲げられていますし、このスクールバスを保育園の子供たちが利用するってなってくると、時間帯だったり人数だったり、その辺がすごく変わってくるのかなと思います。その辺は、利用はされるんでしょうか。

○柳田教育総務課長 とちの森保育園に関しましては、今回、スクールバスの利用というものは、ございません。福祉保健課とは、そういったことも以前よりちょっと協議もさせていただいておりますが、なかなかスクールバスに幼稚園児、保育園児が乗車するとなりますと、誰かほかに1名乗車し見守りが必要であるとか、そういった整備も必要になってまいりますし車両自体の安全性の問題も出てきますので、今のところは、スクールバスは利用されない、自主的に登園されるということで考えております。

○岩澤委員 その保育園児がスクールバスを利用するってなると、その置き去り問題だったりそういうのがちょっと心配だったんですけれども、じゃ、もう、保育園児の子供たちは、自走で来るということで、よろしかったでしょうか。

○柳田教育総務課長 はい、そのとおりです。

○岩澤委員 ありがとうございます。

○仲委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 それでは、議案第 6 6 号の一般会計補正予算については審査終了といたします。

最後に、学校 I C T 教育環境。

○柳田教育総務課長 それでは、教育総務課のほうから、来年度予定をしております G I G A スクール構想に伴うパソコンの更新について、資料を用いまして御報告のほうを差し上げます。通知いたします。

本 G I G A スクール構想に関しましては、学校における I C T 環境を充実させることで、教員や児童・生徒の力を最大限に引き出すことを目的とした取組でございます。アクティブラーニング、生徒が能動的に考え、学習する視点に立って授業改善を推進し、主体的、対話的で深い学びの実現を図っていくということを目的にしております。

本市ではタブレット端末を購入してまいりましたが、購入後、時間が経過したことから、バッテリーの消耗であったりウィンドウズ 1 0、O S のサポートが終了していくというような課題が生じており、令和 7 年度を目標に機器の更新を計画しております。現在、更新に関する事務的な手続を関係機関と協力しながら進めているところです。

まず、現状のタブレットの利用でございますが、小学校では、国語の作文や発表資料の作成、また、理科の実験を撮影して、その結果をそれぞれが考察していくという場面で使われたり、特に、複式学級の学校では、授業をしている学年とタブレットを活用して自主的に調べ学習を行う学年を分けるといった工夫も行われており、効果的に活用が進んでおります。

中学校では、エクセルやプログラミング、レポートの作成をパワーポイントで行うなど、さらに高度な活用が図られ、また、高校等の受験期に個々の端末を利用して生徒自身が受験の登録を行うなど、実践的な利用も図られております。

次に、資料にございます機器の更新について説明させていただきます。

機器更新等につきましては、二つの柱で構成されております。

一つ目は（１）の教員が利用する校務用パソコンの整備です。これは、令和 7 年度から令和 1 2 年度までの 5 か年にわたり、リース方式で導入を予定しております。

二つ目の（２）は、G I G A スクール構想であります児童・生徒 1 人 1 台パソコ

ンを更新する計画でございます。これについて必要な原資に関しましては、公立学校情報機器整備事業費補助金を活用する計画で、1台当たり最大5万5,000円、そのうち、3分の2が補助されるということでございます。

次に、今回の導入行程でございますが、前は各市町がそれぞれ独自に仕様書を作成してばらばらに入札をしておりましたが、今回は三重県内の多くの市町が同時に更新を行うということから、三重県が機器の共同調達を進めております。3月中には導入業者が確定し、来年度以降、仮契約を締結する予定です。その後、議会上程するなどを経て、機器の導入を進めてまいります。

いずれにいたしましても、現在、三重県との共同調達の進捗であったり、各関係者、学校とも協議を進めてまいりまして、財政とも協議を重ね、来年度以降の予算化に向けた準備を進めてまいります。

報告は以上です。

○仲委員長 どうも。

学校ICTについての報告、質疑なしでございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしということで。

以上で教育委員会、終了いたします。御苦労さまでした。

水道部、準備、お願いいたします。

準備、よろしいですか。

それでは、水道部の審査を始めます。

議案第65号の条例の一部改正について、まず説明をお願いいたします。

○神保水道部長 議案第65号、尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

生活衛生等関係行政の機能強化並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の確保を目的として、水道法施工例が一部改正され、布設工事監督者の資格要件のうち、下水道、道路、河川等の法点検が追加されたほか、学歴及び学科条件が追加されました。これに伴い、水道法施行令と同等の資格要件を設けるため、関係条例の一部について改正するものでございます。

以上で議案第65号の説明を終わります。

○仲委員長 条例の改正は以上でございますが、説明は、質疑ございますか。

○西川委員 これは、水道部の監督の管理ですか、それとも、施工業者の条件な

んですか。どっちなんですか。

○神保水道部長 水道部ですね、水道事業に関するものです。

○仲委員長 西川委員、よろしいですか。

○西川委員 はい。

○仲委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 続いて、議案第70号の水道事業会計補正予算(第2号)と追加議案の第3号、続けて説明願います。

○神保水道部長 それでは、議案第70号、令和6年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

第1条、令和6年度尾鷲市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度尾鷲市水道事業会計予算、第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款水道事業収益は、既決予定額5億8,622万8,000円に対し補正予定額は384万5,000円の減額で、予定額を5億8,238万3,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、第2項営業外収益を384万5,000円減額補正し、予定額を8,729万9,000円とするものでございます。

支出の第1款水道事業費用は、既決予定額5億1,486万5,000円に対し補正予定額は149万2,000円の増額で、予定額を5億1,337万3,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、第1項営業費用を109万9,000円減額補正し、予定額を4億6,904万8,000円に、第2項営業外費用を39万3,000円減額補正し、予定額を4,382万2,000円とするものでございます。

続きまして、第3条予算、第4条資本的収入を次のとおり補正いたします。

支出の第1款資本的支出、既決予定額3億8,626万4,000円に対し補正予定額は16万1,000円の増額で、予定額を3億8,642万5,000円といたします。

内訳といたしましては、第2項企業債償還金を16万1,000円増額補正し、予定額を2億5,154万6,000円とするものでございます。

補填内容の変更ですが、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額 2 億 6, 1 7 8 万 9, 0 0 0 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1, 2 2 0 万円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 8, 2 9 9 万 3, 0 0 0 円、減債積立金 6, 6 5 9 万円 7, 0 0 0 円で補填するものでございます。

次に、第 4 条、予算第 8 条に定められた経費の金額を次のように改めます。

職員給与費は、既決予定額 8, 0 3 4 万を 9 1 万円減額補正し、予定額を 7, 9 4 3 万円とするものでございます。

続きまして、2 ページの補正予算説明書を御覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、第 1 款第 2 項第 2 目長期前受金戻入を、既決予定額 1, 8 8 9 万 4, 0 0 0 円に対し 3 8 4 万 5, 0 0 0 円減額補正し、予定額を 1, 5 0 4 万 9, 0 0 0 円とするもので、これは、令和 5 年度決算に係る額の確定による工事負担金分の減額でございます。

3 ページをお願いします。

次に支出でございますが、第 1 款第 1 項第 1 目原水及び浄水費、既決予定額 1 億 5, 0 9 2 万円に対し 5 2 万 2, 0 0 0 円減額補正し、予定額を 1 億 5 3 9 万 8, 0 0 0 円とするものでございますが、これは、手当等の減及び法定福利費の増による人件費の減額によるものでございます。

第 2 目配水及び給水費、既決予定額 6, 4 5 6 万 7, 0 0 0 円に対し 2 2 万 7, 0 0 0 円減額補正し、予定額を 6, 4 3 4 万とするものでございますが、これは、手当等及び法定福利費の減による人件費の減額によるものでございます。

第 5 目総係費、既決予定額 4, 3 4 5 万 4, 0 0 0 円に対し 4 6 万 8, 0 0 0 円減額補正し、予定額を 4, 2 9 8 万 6, 0 0 0 円とするもので、これは、人事異動に伴う手当の増及び法定福利費等の減による減額でございます。

第 6 目原価償却費、既決予定額 1 億 9, 2 8 4 万 1, 0 0 0 円に対し 1 1 万 8, 0 0 0 円増額補正し、予定額を 1 億 9, 2 9 5 万 9, 0 0 0 円とするもので、令和 5 年度の決算により、前年度取得の固定資産が確定したことによる増額でございます。

資本的収入及び支出について説明いたします。

支出であります。第 2 項企業債償還金、既決予定額 2 億 5, 1 3 8 万 5, 0 0 0 円に対し 1 6 万 1, 0 0 0 円を増額補正し、予定額を 2 億 5, 1 5 4 万 6, 0 0 0 円とするもので、これは、令和 5 年度決算により、前年度企業債借入金の確定により企業債償還金が確定したことによる増額でございます。

次に、4 ページの予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

今回の補正により業務活動によるキャッシュ・フローの一番上、当年度純利益が235万3,000円の減額となる5,635万8,000円となったほか、決算の補正額が各項目に反映され、合計が2億2,366万3,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス3,499万2,000円、財務活動のよるキャッシュ・フローがマイナス1億8,114万4,000円となり、1から3までの合計となる資金増加額は752万7,000円となりました。それを資金期首残高5億2,420万7,000円を加え、資金期末残高は5億3,173万4,000円となり、7ページの予定貸借対照表の現金預金と一致しております。

次に、5ページには給与明細書を添付してございます。

6ページの予定損益計算書を御覧ください。

営業収益以下、各項目には補正額が反映され、下から4行目の当年度純利益が1号補正予算と比較して235万3,000円減少の5,635万8,000円となりました。これに前年度繰越利益剰余金1億4,988万円、減債積立金の取り崩し相当額である、その他未処分利益剰余金変動額6,659万7,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は2億7,283万5,000円となります。

次に、7ページから、予定貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございますが、固定資産の有形固定資産から、投資その他資産までの合計は44億5,700万8,000円で、流動資産の現金預金からその他流動資産までの合計が5億4,987万6,000円で、資産合計は50億688万4,000円となります。

8ページを御覧ください。

負債の部でございますが、固定負債の企業債と引当金の合計は16億5,771万6,000円、流動負債の企業債からその他流動負債までの合計が3億99万5,000円で、繰延収益合計3億4,906万4,000円を加えた負債合計は23億777万5,000円となります。

9ページを御覧ください。

資本の部では、資本金が22億4,188万3,000円、これに剰余金の資本剰余金と利益剰余金の合計4億5,722万6,000円を加えた資本合計は26億9,910万9,000円となります。この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は50億688万4,000円となり、資産合計と同額となっております。

最後に、10ページと11ページは会計処理の基準及び手続を注記として例示しております。

続きまして、議案第 77 号、令和 6 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3 号）について説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

第 1 条、令和 6 年度尾鷲市水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和 6 年度尾鷲市水道事業会計予算、第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第 1 款、水道事業収益は、既決予定額 5 億 8,238 万 3,000 円に対し補正予定額は 431 万 1,000 円の増額で、予定額を 5 億 8,669 万 4,000 円とするものでございます。

内訳といたしましては、第 2 項営業外収益を 431 万 1,000 円増額補正し、予定額を 8,729 万 9,000 円とするものでございます。

支出の第 1 款水道事業費用は、既決予定額 5 億 1,337 万 3,000 円に対し補正予定額は 543 万 1,000 円の減額で、予定額を 5 億 794 万 2,000 円とするものでございます。

内訳といたしましては、第 1 項営業費用を 543 万 1,000 円減額補正し、予定額を 4 億 6,361 万 7,000 円とするものでございます。

次に、第 3 条、予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費は、既決予定額 7,943 万円を 543 万 1,000 円減額補正し、予定額を 7,399 万 9,000 円とするものでございます。

続きまして、2 ページの補正予算説明書を御覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、第 1 款第 1 項第 4 目雑収益を、既決予定額 528 万 7,000 円に対し 431 万 1,000 円増額補正し、予定額を 959 万 8,000 円とするもので、これは、人事異動の人事院勧告準拠に伴う引当金精算に伴う各引当金の戻入益による増額でございます。

次に支出でございますが、第 1 款第 1 項第 1 目原水及び浄水費、既決予定額 1 億 539 万 8,000 円に対し 131 万 7,000 円増額補正し、予定額を 1 億 671 万 5,000 円とするものでございますが、これは、人事院勧告準拠に伴う給料、手当等の増及び法定福利費の増による人件費の増額でございます。

第 2 目配水及び給水費、既決予定額 6,434 万円に対し 57 万円増額補正し、予定額を 6,491 万円とするものでございます。これは、手当等及び法定福利費の増による人件費の増額によるものでございます。

第5目総係費、既決予定額4,298万6,000円に対し731万8,000円減額補正し、予定額を3,566万8,000円とするもので、これは、人事異動に伴う給料、手当の減及び法定福利費等の減、退職給付費の減による減額でございます。

次に、3ページの予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

今回の補正により、業務活動によるキャッシュ・フローの一番上、当年度純利益は、974万2,000円の増額となる6,610万円となったほか、補正額が各項目に反映され、合計が2億2,437万2,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス3,499万2,000円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億8,114万4,000円となり、1から3までの合計となる資金増加額は823万6,000円となりました。それを資金期首残高5億2,420万7,000円を加えた資金期末残高は5億3,244万3,000円となり、6ページの予定貸借対照表の現金預金と一致しております。

次に、4ページは給与費明細書を添付しております。

5ページの予定損益計算書を御覧ください。

営業収益以下、各項目には補正額が反映され、下から4行目の当年度純利益が、2号補正予算と比較して974万2,000円増加の6,610万円となりました。これに前年度繰越利益剰余金1億4,988万、減債積立金の取り崩し相当額であるその他未処分利益剰余金変動額6,659万7,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は2億8,257万7,000円となります。

次に、6ページからの予定貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございますが、固定資産の有形固定資産から投資その他の資産までの合計は44億5,621万円、流動資産の現金預金からその他流動資産までの合計は5億5,058万5,000円で、資産合計は50億759万3,000円となります。

7ページを御覧ください。

負債の部でございますが、固定負債の企業債と引当金の合計は16億4,864万7,000円、流動負債の企業債からその他流動負債までの合計が3億103万1,000円で、繰延収益合計3億4,906万4,000円を加えた負債合計は22億9,874万2,000円となります。

8ページを御覧ください。

資本の部では、資本金が22億4,188万3,000円、これに剰余金の資本剰

余金と利益剰余金の合計の４億２，０１４万８，０００円を加えた資本合計は２７億８８５万１，０００円となります。この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計５０億７５９万３，０００円となり、資産合計と同額となっております。

最後に、９ページと１０ページは、会計処理の基準手続を注記として明示しております。

続きまして、行政常任委員会資料について御説明させていただきます。通知しますので、御覧ください。

資料の８ページを御覧ください。

経営戦略の投資・財政計画の収支について、令和６年度、第３号補正予算を反映させたものでございます。

表の中ほどの当年度純利益の欄を御覧ください。

６，６１０万円となり、当初予算より７３８万９，０００円改善しております。

９ページを御覧ください。

同じく、網掛けの部分が変更したところで、資本的収支について、令和６年度（第３号）補正を反映したものでございます。

補填財源残高の投資計画の比較ですが、下から３行目の補填財源不足額が令和６年度はマイナスの３億８，９１９万２，０００円となり、計画最終年度の令和１０年度の補填財源不足額はマイナス４億９，７７６万円となり、補填財源残高は当初見込みより７，４５７万５，０００円増額となる見込みでございます。

以上で議案第７７号、令和６年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第３号）の説明を終わります。

○仲委員長 どうもありがとうございます。

議案第７５、７７号、２号、３号の補正予算について一括質疑をいたします。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 質疑なしといたします。

以上で水道部、審査終了いたします。

執行部、退席ください。

引き続き、休憩なしで採決に入ります。

議案第６０号から７７号の採決ですが、採決の前に議員間討議は、いかがいたしましょうか。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 中村委員から、議員間討議の提案がありました。

(「何号議案についてか」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 何号議案について。

○中村(レ)委員 60号と61号。

○仲委員長 ただいま議員間討議を中村委員から提案がありましたので、61号については尾鷲市企業誘致促進条例の制定、60号が尾鷲市国市浜公園整備等基金の設置管理の処分に関する条例の制定であります。この二つの議案について議員間討議の提案がありましたが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 ないということで、議員間討議をいたします。

討議に入ります。

中村委員からのほうから、この一つずつ、一括でもいいけど、趣旨説明。

○中村(レ)委員 60号の国市浜公園の整備基金の第1条についてなんですけれども、この「整備など」の「など」を取るべきだと思っています。大ざっぱ、大きいほうがええって言われるんですけども、この基金について、せっかく中部電力のほうから、この整備というところで4億のお金を頂いて基金をつくろうとしているんですけども、この「など」というのを入れられると、今、この前の説明みたいに、ランニングコスト、その維持費まで何でも使えるというようにしてしまうと、4億、すぐになくなってしまう可能性があるんで、これは、人工芝とかそのあれとか、いろいろな設備費に限って充てていかな、すぐにお金がなくなってしまう可能性があると思うんですよ。そやから、使い勝手がいい条例をつくるというのが、この基金については、あまりそぐえへんのと違うかと思うんですけども、ほかの委員の方の意見を伺いたいと思います。

○小川委員 私は、逆に、これ、入れておいて、使い勝手のいいように、いろんなことに使えるようにしておいたほうがいいんじゃないかって、私自身は、それ、ちょっと違うんですけど、限定するよりも幅広く使えたほうが。そんなめちゃくちゃ使わないと思いますので。

○中村(レ)委員 幅広くって、どういうふうなところに使うのを想定されてますか。

○小川委員 やはり、いろんな、これ、中部電力から整備のための基金で頂いていますよね。それ、いろんな形で、ほかにもすること出てきたら、それに使うとか。いろんなことに使えるようにしておいたほうが、後々いいんじゃないかと思うんで

すけど。

○中村（レ）委員　ほかの整備には使ってもいいと思うんですよ。例えば、その次のグラウンドの整備とか。そうやけど、電気代とかその維持費にも使えるようなこの前言われていたみたいな使い方というのはやはり違うので、この整備というのは、器具の整備なり、物の整備なり、グラウンドの整備であり。そうやから、その「など」というところに普通のランニングコストの電気代とかが入れられると、それはもうやはり毎年別会計で立ててもらわなければならない予算やと思うので、これの、そのための基金というのは、やはりちょっと違うかなと思うんですけれども、小川委員以外の方の意見をお聞かせください。

○南委員　今回、新しく提示させた企業誘致促進条例（案）につきましては、やはり加藤市長が中部電力さんのほうに、おわせ S E A モデルのために活用していただく協力を頂きたいということで、そういった指定寄附ではないんですけれども、市長のほうから、そのアプローチでおわせ S E A モデル、公園も多目的公園も野球場だけじゃないと思うんですね、これは。多目的公園も含めた協力 4 億円を基金にして、それで充当しようということですので、今回に限りは、この製材所を、特に、もうあるわけなんですけれども、そういったことで、野球場じゃなく、この事業誘致のための 4 億円にも使いたいということなので、僕は、今回は、もうこれでいいんじゃないかなと思うんですけれども。むしろ、僕は、前にやった昭和 36 年、制定されておる条例は、もう全体的なものなんですけれども、それを廃止にして特定した条例を提案してきたということで、これに限っては僕は、別段いいんじゃないかなというような感じがしております。

○仲委員長　今、ちょっと二つの条例案について、意思確認しておるもので、そこら辺。

○中村（レ）委員　今、この基金が、S E A モデルの公園以外に使われることを想定してっておっしゃいましたっけ。

○南委員　S E A モデルというか、製材所ね。

○中村（レ）委員　にも。

○南委員　この企業誘致促進条例ということなので……。

（「60号」と呼ぶ者あり）

○南委員　ごめんなさい、ちょっと……。

○仲委員長　60号のほうの話ですもので。

○南委員　ごめんなさい、間違っていました、全く。61号の、すみません。は

い、すみません。

○仲委員長 一括して話をしておるもので。

○南委員 ごめんなさいね。

○仲委員長 60号を「ロクジュウ」と言うてもらったら結構ですわ。

○南委員 どうか、どうかごめんなさいね。

○仲委員長 いえ。

他に討議、参加する方。

○岩澤委員 その4億円の使い道ということなんですけれども、ランニングコストというと、先ほど言ったように、この電気代だったり明確に分かりやすいことがあると思うんですけれども、例えば、芝を刈るだったりとか、明確が、これはランニングコストなのか整備なのかという分からないことがあったりもすると思うんですけれども、例えば、この公園……。実際、運用し始めて、運用してからいろんな問題が出てきた場合に、そこに使えるのかどうかというところは、やはり「整備等」というふうに入れておいたほうが、何か突発的にやはり使い勝手これが悪いよねとかという問題が出てきたときに使えるのではないのかなというふうには思います。

○仲委員長 他に討議に参加される方、ございませんか。

○中村（文）委員 私も、この「整備等基金」って名前にしておいたほうがどうか、せっきくの4億円なので、柔軟にそのときに議論して、これは4億円使っていいのかどうかというのを判断でしていけばいいんじゃないかなというふうには思います。

（「もう一点、いいですかね」と呼ぶ者あり）

○小川委員 これ、基金、取り崩すときというのは、議決、要りますよね。

○仲委員長 はい。

○小川委員 もし、それ、あかんと思ったときは、それ、議決のとき反対してやったらええだけの話やないかなと思うんですけど、どうなんでしょう。あまり乱暴な言い方ですか。

（「極論」と呼ぶ者あり）

○小川委員 極論。

○仲委員長 私も参加させてもらって、いいですか。

（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 この基金の条例につきましては、一旦、今回、4億円が入りますね。支出をするときは、予算書の中に、今、言うたら、この基金から一般会計に繰り入

れるということで、予算書に入ってくるんですわ。その予算書については、予算については議会の議決が要りますもので、いわゆる入にしても出にしても予算だけは要るわけなんですね。そこで審議ができると。もし支出のところで、これの使い方、基金からおかしいんじゃないかということであれば、今、小川さんが言われたように審議の中で意見を言ってもらったらいいいというようなことができますので、そこを頭に入れながら発言をしていただいたらと思います。

どうぞ。

（「誰」と呼ぶ者あり）

○中村（レ）委員　今のそういう意見が多いということで、61号のほうに移らせていただきたいと思います。

この61号についても、多々問題があるというのは、この場所を、この何度もその言っていますけれども、なぜ、その民間地である中部電力跡地のみ、おまけに、これを決めると言っておきながら、その決める規定もないまま出してきてみたいところもあるんですけれども、その民間の土地だけに限定して、この助成金を出すということ自体は、企業のその誘致の推進にはなっていないと思うんですよ。だから、もともとの大き過ぎる助成金については、確かに、あの助成金というのは、この今の尾鷲の体力では出せないと思うので考え直す必要というのはあると思うんですけれども、今回みたいに民家の土地だけ、ここだけというのが、果たして、どうなるか。もし、次の企業が考えたときに、はあってなってくるような条例を、わざわざ名前入りでつくる必要があるか。

条例というのは、国でいうところの、その憲法みたいな法律、市では一番上のものやから、今回、これ、名前入れたから、次、違うところがあったらまた変えますみたいなことを、それこそ今の基金と一緒にと思うんですよ。大きくつくるんやったら大きくつくるべきやし、こんなに限定した条例をつくるべきじゃないと思うんですけれども、ほかの委員の方の意見を聞きたいと思います。

○小川委員　もう中村レイさんに恨まれるんじゃないかなと思うくらい、反論し過ぎ。この最初の議案でというか1回目というか、オール尾鷲でやっていこうということで、SEAモデル協議会をつくりました。オール尾鷲で。それで、この製材所、誘致、尾鷲市がやるんじゃないしに、商工会議所のほうが誘致していますよね。これ、オール尾鷲でやっていこうということやで、尾鷲市として何かやはり公言せなあかんということで、これ、別に構わんのじゃないかと私は思うんですけれども、これ、誘致するのは、商工会、尾鷲市が誘致するわけじゃないものですから。

○中村（レ）委員　この助成金を出すことに反対しているんじゃないですよ。その出すということについては、もう全然オッケーですし。ただ、場所を何で中部電力三田火力発電所跡地ってわざわざ書く必要があるんですかって聞いているだけで、そのくくりは要らないでしょう。どこが、商工会議所が誘致しようが尾鷲が一体となって誘致しようが、それが古江でもええし、県の土地でもええし、市の土地でもええし、民有地でも、三田火力発電所じゃない土地も民有地であるじゃないですか。それが誘致していこうかというときには、あんたのところには出せへんでという企業誘致って書かれているわけですよ。そうやから、来るんやったら、中部電力跡地やないと、このこういう助成はしたらへんでと。あと、県有地やろうが民有地やろうが、誰が来ても出せへんでというすごい排他的な助成金制度になっているから問題じゃないんですかって問題提起をさせていただいているんですよ。

それについて、ほかの委員の方。

○南委員　先ほどは、勘違いしてごめんなさいね。

もうレイさんの言うのは、尾鷲市全体を対象にするのがベストやないかということで、ただ、私も十分理解はいたします。

しかしながら、今回の執行部が提案された尾鷲市の企業誘致の条例（案）につきましては、やはり、おわせSEAモデルを中心としたこのエリアを限定しているわけなんですけれども、もし尾鷲市全体を、もし、そういった別途の場所で、いろんな企業が古江のほうへアクア利用して来ますよ、例えば名柄のほうへ来ますよっていった場合は、また、その条例を条例改正はできると思うんですね。そういったことでそのエリアを広げていただいたら、僕は、十分対応はできると認識をしておりますし。

また、その条例の2の2ですね、昨日も濱田課長に、この提案したんですけれども、対象地区は規則で定めるといことなんなんですけれども、現実には、その詳細な規則というのは、もっと僕、要と思うんですね、この条例の基本について。規則が、僕はできた時点で、委員会のほうで提示していただいたらと思うんですけども、網をかけるということは、その条例ではできませんけれども、もし、そういうケースが発生した場合は、条例改正をすればいいと、対応できると思っております。

○中村（レ）委員　今さっきの基金のときと全く反対のことをおっしゃっているんですよ。基金のときは、条例つくるときは、大きな条例をつくって、その中でやっていけばいい。ところが今回は、場所を細かくして、今度、条例を変えればいい。それっておかしいんですよ。だから、条例というのは、そんなにころころ変えるべ

きじゃないし、今さっきの皆さんの全体の意見として、「など」というのをつけたほうがいい、使い勝手がいい、それは大きく使えるから。それはそれで、中で細かく規定するというのはいいのと思います。でも、今回、条例を細かくしておいて、後で条例を変えるっていう行為自体が条例についてはおかしいから、条例というのは大きくつくって、その中に細かくつくっていくというのが条例のやり方であって、条例の一番最初に民有地のここだけ決めてしまう条例というのが条例としてはおかしいんですよっていうことを執行部に議会として言うべきなんです。それを、執行部が出してきたからそれでええやないかというのは、議会として間違っているんじゃないですかという問題提起です。

○南委員　もう確かに、レイさんの言わんとすることは理解をいたしたいと思いますが、当然、条例というのは大きな大本なんですけれども、そして、規則・要綱ということで、より一層細かく決めて施行していくというのが、その大きな大本なんですけれども、今回、やはり、僕、何回も申しますように、その整合性がないじゃないかって、当然、これ、「等」って書いても、全体を、あくまでも基金でございます。こちらのほうは基金。いろんな基金がある中で、その企業条例につきましては、要するに尾鷲市としたら、商工会議所と共に、今、お話しもしている製材をできる限りそこを誘致しようという形のものをやる気を出したということで、僕は、これはこれで行って、もしあったら、条例改正すればいいんですわ。自分たちができるんやって、条例改正は。コンプリートじゃない。

○中村（レ）委員　議会が執行部を擁護する必要って、ないと思うんですよ。執行部が出してきたことをフォローしてあげたいというのはよく分かるんですけれども、私たちは、議会であり、議員であり、条例をつくるときに本来の姿というのは追い求めるために私たちは市民の負託を受けてここにいてと思うんですよ。ですから、きっとこれを見ておられるユーチューブを見られた方が、何で三田火力発電所というのを民有地だけにこの助成金をつけるんですかというのは、やはり皆さんがおかしいと思われると思うんですよ。それを執行部が出してきたから、もうスルーさせてあげたい気持ちは、ほんまによう分かります。本当に、よう分かります。そうやけど、やはりおかしいものはおかしくて、その南委員が言われたように、前の条例は大き過ぎて今の私たちの財政では無理というのもよう分かるから、ここで条例をつくり直さなあかんというのは、もう本当によく理解できるんですよ。でも、執行部が出してきた、このあまりにも細かい、民有地のここだけには助成金出したるけど、ほかのところにどの企業来ても出したらへんと

いう姿勢が、この名前ですよ、尾鷲市企業誘致促進条例という名前とかけ離れているんですよ。そうやさかい、名前を、民有地、中部電力三田火力発電所のみ促進条例ならまだ分かるけれども、その名前からして、尾鷲市企業誘致促進条例という名前を書いて出してきておきながら、場所は民有地である中部電力三田火力発電所跡地のみって書かれた条例を出してくるいうその行為について、議会として、あんたら駄目よ、ペナルティーやで、もう一回ちゃんとしたものを議会に出しておいでって言わなあかと私は思ってここ言っているんですよ。だから、執行部が言いたいこともよく分かっているし、その皆さんが、その執行部がせっかく出してきているから通してやろうやというのもよう分かるけど、でも、議会としては、やはりこれはおかしいですよ、ペナルティーというのを、一回、執行部に戻す必要があるんじゃないかという問題提起です。

○仲委員長 他に。

○岩澤委員 非常に中村レイ委員の熱意も伝わりますし理解もすごいできるんです。

ちょっと、僕、個人的な思いというか、この中部電力三田火力跡地というのは、僕からすると、すごい未来のある場所だと思います。なぜかというと、僕は、もともと尾鷲出身じゃないということもあって、こんなに広い場所がある地域というのは、今後、何かしら可能性が見込める場所というのと、また、この中部電力三田火力というこの事業者に尾鷲市というのは、ずっと一緒に歩んできた歴史というものもあると思うんですよ。なので、この住民の方々もすごいこの場所に思い入れがあるというか、なので、この場所特定ということについて論議、議論していると思うんですけども、この場所にの思いという部分も含めると、僕は、この跡地ということを含めてもいいのかなと思います。

また、この大型製材企業誘致、これで終わりじゃないと思います。国市浜公園、大型製材が来てどのくらいの広さになるか、また余ったスペースに、また違う企業が来ます、第1ヤード、第2ヤードに、また違う企業が来ますってなったときに、この条例がまた使える。その先に、また港湾整備のことになってくると、今度、中部電力跡地だけじゃなくて、港のほうの話もなってきたときに、また条例というのが、また変わるのか、新しく条例が制定されるのかというふうな話合いがされると思うので、今現時点のこの尾鷲市の企業誘致の話では、この中部電力三田火力発電所跡地というのがいいのかなと思います。

○仲委員長 他に論議の方。

○濱中副委員長　この条文を見る限り、対象地区が規則で定めるという一文が入っておるんですね。

○仲委員長　うん……。

○濱中副委員長　規則で定めるという言葉が入っておるので、恐らく、今、その尾鷲市が誘致を求める場所としては、今、取りあえず、この中電跡地というのが中心になっているということは間違いないと思うので、それでここに中部電力跡地という言葉があって、それが定められたものが規則の中だということを私は感じたので、今後、企業誘致って、すごく時間がかかる話やと思っておって、それで、今回の製材所、ピンポイントで来ていただくためにインセンティブを、ここへつくるんですよという、いわゆる呼応の関係あるのかなと思ったりもする中で、時間がかかるものであるから、改正をするための時間もいただける、それは規則の中で、今、定めとるのは中部電力跡地しかないから、こういう書き方かな。規則の中で、またさらに、そういうものが可能性がある土地が出てきたときには、規則の中にそれが書き足されていくことで、この条文を変えていくという、その段階を踏める条例であるのかなというような理解をしましたので、今、これは、そこでなくては駄目よというものには私には読み取れていないのと、あと、条例、もしくは、その法律、もっと言うと憲法というものは、「でなければならない」という言葉一つにしても、その読み取る人の考え方によって変えられる緩みを持つものやというふうに、その理解をしますので、私は、今回、これを書くことで、がんじがらめになるような条例ではないなという気がしますので……。

これ、あれですか、結論、出さんならんですか。

○仲委員長　いえ……。

○濱中副委員長　どちらかですか。自分の意見を言わせてもらった、というふうに考えました。

○南委員　今の副委員長が、今、言ったように、僕も先ほど、規則ができたらね、また見せて議論したら、ええ。まさに、その規則の中で、僕は、ある程度のグレーゾーン……。グレーゾーンというたら悪いけど、この幅が持てると思うんですね。かたくなに、ここですよって、あえて、だから、この規則でということを僕は、前段へ、それ、今回は入れておると思うんですね。そこら辺辺りでもう理解していただいたら素直に読めるんじゃないかなと思うんですねけれども。

今回は、議員間討議ということで、レイさんが言われるように、市民の前へ採決の過程をオープンにするということは、もう大変いいことだと思います。

ただ、この議員間討議をする最終的な委員会、議会なんですけど、目的というのは、できれば合意形成を図って、例えば、議案修正に至るなり、それとも、附帯決議で、今回はこの附帯決議をつけて賛成しようかというような形が一番望ましい姿だと思っていますので、できる限り、もう合意形成が図れるような議員間討議は望ましいと思います。

以上です。

○中村（レ）委員　私も、今、議長言われたとおり全く賛成です。ですから、規則で定めるまでにしたらよかったんですよ。それで、その後の、何で、その本文に対象地域は規則で定めるだけにしておけば、中部電力三田火力発電所跡地を言うという、この固定の一文を入れちゃうということが間違いでしょうって私は言っているだけで、それで柔軟性をなくしてしまっているんじゃないんですかということですよ。

そうやから、ここで、もし附帯で、これを、この規則で定めるだけにしていただいたら、別に、それはそれで結構です。何も問題ないと思います。ただ、本文にこの一文を入れるということが問題でしょう。

そうやさかいに、何回も言うけど、これを尾鷲市企業誘致促進条例という名前にしたら駄目ですよ、この入れたら。そうやから、入れへんかったら、規則で定めた場所が、どことどことどこやったら、いいじゃないですか。私、内容についても、これをしたらあかんなんて言っていないし、ただ、この一文が何でここに入っているんですかって聞いているだけの話で、ここに出したらあかんなんて言っていないですよ。だから、その企業、来ていただけるんやったら、もちろん助成したらええと思っています。そうやけど、それは、規則で定めた場所であることだけでいいんじゃないですか。そうやから、そういう、ここで、それをつけてなら私も賛成に回れますし、そこで意見を一致させていただけると非常にありがたいです。

○小川委員　もう、そろそろ採決のほうへ行っていたきたいんですけども、その前に、これを、ちょっと執行部に対して、ほんまに苦言あるんです。何で、今、自分たちへ来るのって。出すんやったら、もうちょっと早く、出せよって。だもんで、その製材所ピンポイントみたいな形になっていっているけど、これ、製材所じゃなしに、誘致するやったら、もっと早う出してこんかというの。それはいい……。

○南委員　おっしゃるとおり。

○小川委員　前から、思いよったんやけど。

○南委員　そういったことで、平行線じゃないんですけども、全く中村レイさ

んの意見、僕も十分……。

○中村（レ）委員 平行じゃないって、よう似た苦言って。

○南委員 だから、今回は委員長には要望せんなんですけれども、これは、委員長報告の中で、そこら辺の委員やり取りがあったということを委員長報告の中で述べていただくということで、一つの落としどころとして、どうですか。

○中村（レ）委員 苦言を呈してほしいです。小川さんじゃないけれども。時期もそうやし……。

○南委員 報告の中でいい。

○仲委員長 委員長報告の中で。

議員間討議があったということは入れますけど、中身については、あくまで個人個人の意見ですので、それについては、詳しいところまで委員長報告は、ちょっと難しいかなと思います。

○中村（レ）委員 そうやけど、委員会として、やはり言っていたきたいですよ。委員会として執行部に出し方の問題と書き方の問題というのは、委員会として、ちゃんと言っていたきたいです。

○仲委員長 それは、委員会の一致した意見ではないので、それがちょっと無理ですね。

○南委員 今、そうなってくると、みんなの合意を得て附帯決議の中で報告するかという形しかないと思うんですわ。

○仲委員長 いや、そこまでの議論は、今のところ、なされていないようですので、もしこれ以上の意見が、討議がなければ、討議は終結したいと思いますけど、よろしいですか。

○小川委員 附帯決議も一つの体ですけれども、附帯決議、委員長が附帯決議、書いて、それ、もう一回、議決のために集まって議決取らないかんわね。これ、ちょっと、どれだけ時間かかってしまうか分からんというのものもあるもので、そのところは、どうなるの。

○仲委員長 いや、この案件は、附帯決議するような案件じゃないと思います。あくまでも誘致の条例ですから。そういう考えは、私は持っていませんけど。討議よろしいですか、これで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 終了いたします。

これより採決に入ります。よろしいですか。

当委員会に付託された条例関係は 7 件、補正予算関係は 10 件についての採決を行います。

まず、初めに、議案第 60 号、尾鷲市国市浜公園整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、可決すべきとする委員の挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

○仲委員長 挙手多数、挙手多数であります。よって、議案第 60 号は可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 61 号、尾鷲市企業誘致促進条例の制定について、可決すべきとする委員の挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

○仲委員長 挙手多数、挙手多数。よって、議案第 61 号は可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 62 号、尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について、可決すべきとする委員の挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

○仲委員長 挙手全員、挙手全員であります。よって、議案第 62 号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第 63 号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について、可決すべきとする委員の挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○仲委員長 挙手全員、挙手全員であります。よって、議案第 63 号は可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 64 号、尾鷲市普通河川管理条例の一部改正について、可決すべきとする委員の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○仲委員長 挙手全員、挙手全員であります。よって、議案第 64 号は可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 65 号、尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、可決すべきとする委員の挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

○仲委員長 挙手全員、挙手全員であります。よって、議案第 65 号は可決すべ

きものと決しました。

続いて、議案第 66 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決について、可決すべきとする委員の挙手をお願いします。

（挙 手 全 員）

○仲委員長 挙手全員、挙手全員であります。よって、議案第 66 号は可決すべきものと決しました。

議案第 67 号、令和 6 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について、可決すべきとする委員の挙手を願います。

（挙 手 全 員）

○仲委員長 挙手全員、挙手全員であります。よって、議案第 67 号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第 68 号、令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について、可決すべきとする委員の挙手を願います。

（挙 手 全 員）

○仲委員長 挙手全員、挙手全員であります。よって、議案第 68 号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第 69 号、令和 6 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決について、可決すべきとする委員の挙手を願います。

（挙 手 全 員）

○仲委員長 挙手全員、挙手全員であります。よって、議案第 69 号は可決すべきものと決しました。

議案第 70 号、令和 6 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決について、可決すべきとする委員の挙手を願います。

（挙 手 全 員）

○仲委員長 挙手全員、挙手全員であります。よって、議案第 70 号は可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 72 号、職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、可決すべきとする委員の挙手をお願いします。

（挙 手 全 員）

○仲委員長 挙手全員、挙手全員であります。よって、議案第 72 号は可決すべきものと決しました。

議案第 7 3 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 8 号）の議決について、可決すべきとする委員の挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 員 ）

○仲委員長 挙手全員、挙手全員であります。よって、議案第 7 3 号は可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 7 4 号、令和 6 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について、可決すべきとする委員の挙手を願います。

（ 挙 手 全 員 ）

○仲委員長 挙手全員、挙手全員であります。よって、議案第 7 4 号は可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 7 5 号、尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について、可決すべきとする委員の挙手を願います。

（ 挙 手 全 員 ）

○仲委員長 挙手全員、挙手全員であります。よって、議案第 7 5 号は可決すべきものと決しました。

議案第 7 6 号、令和 6 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について、可決すべきとする委員の挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 員 ）

○仲委員長 挙手全員、挙手全員であります。よって、議案第 7 6 号は可決すべきものと決しました。

議案第 7 7 号、令和 6 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3 号）の議決について、可決すべきとする委員の挙手を願います。

（ 挙 手 全 員 ）

○仲委員長 挙手全員、挙手全員であります。よって、議案第 7 7 号は可決すべきものと決しました。

以上で採決は終了いたします。

委員長報告については、いかがいたしましょうか。

（「一任します」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 よろしいですか。委員長報告は一任ということで、よろしく願います。

長時間にわたり行政常任委員会に協力していただき、ありがとうございます。

なお、予定しております 12 月 16 日月曜日の委員会につきましては休会といた

します。よろしくお願いいたします。

閉会いたします。ありがとうございました。

(午後 1 時 0 5 分 閉会)